

第2部 現状分析

概況

各原稿は、第1回研究会（2001年2月16日）から第6回最終研究会（2001年7月27日）までの議論をふまえ執筆されたものである。なお、第1章「政治行政・外交」については、2001年11月末時点まで反映されたものである。

第1章 政治行政・外交

小林 茂

1. 国内政治動向

1-1 1990年の民主化後の動向

1990年春の民主化運動により、約30年間続いた「パンチャヤト体制」は終焉を迎え、同年11月に議会制民主主義や基本的人権に関連する条項が盛り込まれた新憲法が公布された。この新憲法により、ネパールの政治体制は国王親政とも言える状態から複数政党による立憲君主制へと転換し、国王の権限は大きく制限されることになった。議会は二院制で、下院議員は205の小選挙区における直接選挙で選出される。他方上院は、国王の任命する議員ならびに下院議員などによる選挙で選任される議員によって構成される。また前憲法と同様、ネパールをヒンドゥー国家と規定するが、同時に多民族・多言語国家であるとし、ネパール語を「国語」とする一方、諸民族語を「国民語」として、それによる教育を保障する条項も盛り込まれている。

1991年5月に実施された新憲法下での第1回総選挙(下院)では、旧体制の系譜を引く国民民主党が惨敗し、民主化・立憲君主制を標榜する kongress 党が過半数(110議席)を制した。ただし kongress 党首で、民主化後の暫定政権の首相であった K.P. バタライ氏は落選し、代わって G.P. コイララ氏による新内閣が誕生した。また左翼政党のうち共産党(UML: United Marxist-Leninist、通称「エマレ」)が69議席を得て第二党になった。

コイララ政権は1993年5月のUML書記長バンダリ氏の事故による不審死などを契機とする左翼政党のデモやスト、さらに党内では上記バタライ氏を中心とするグループとの派閥抗争により、1994年7月に事実上の内閣不信任決議が行われ、下院の解散に至った。

1994年11月に実施された第2回総選挙では、過半数の議席を獲得した政党がなく、都市部などで支持を集めて第一党になった共産党(UML)が、アディカリ党首を首相とする政権を発足させた。アディカリ政権は、地方開発に重点をおいた政策などを開始したが、翌1995年9月に内閣不信任案が可決され、退陣した。

これ以降、政治情勢は安定せず、kongress 党のデウバ政権(国民民主党・友愛党との連立、1997年3月まで)のあと、チャンド政権(国民民主党チャンド派とUMLとの連立、1997年10月まで)、タバ政権(国民民主党タバ派と kongress 党の連立、1998年4月まで)とめまぐるしく変化した。またこの間1998年3月には、共産党(UML)が主導権争いから分裂し、議会にあらたに共産党(ML)が登録され、UMLは第一党の地位を失った。

タバ政権のあと政権を担当したのは、共産党(UML)の分裂により第一党となった kongress 党党首の G.P. コイララ氏(1996年5月党首に就任)で、当初は共産党(UML)・国民民主党チャンド派の協力を得たが、1998年8月以降は共産党(ML)および友愛党との連立政権となり、さらに同12月以降は共産党(UML)と友愛党との連立へと変化した。

1999年5月に行われた第3回総選挙では、kongress 党が過半数(最終的に111議席)を獲得したが、この勝利は明らかに上記共産党(UML)の分裂によるもので、UMLの273万票(71議席)にMLの57万票(議席なし)を加えると、kongress 党の得票、321万票を8万票以上上まわる。kongress 党の過半数確保によって、ようやく下院に議席を確保したバタライ氏を首班とする政権が発足し、政治は安定すると期待された。しかし、極左のマオイストに対する政策や国内

経済の低迷により कांग्रेस党内でも批判が強く、退陣を迫られ、2000年3月になってコイララ政権が発足した。ただし、党内対立に加え、ネパール航空の航空機リースを巡る疑惑などにより、野党がコイララ氏の退陣を要求シストが続くなど政局は依然として不安定な状態が続いた。

また、民主化以降10年以上経過し、その成果を問われる時期に差しかかっているが、たび重なる政権交代による閣僚や高級官僚、公営企業の幹部の頻繁な交代、汚職の蔓延などにより、政府の不十分なガバナビリティ、さらにはその低下が内外から指摘されるに至っている(Dhruba Kumar ed., 2000)。他方、規制緩和などにより経済活動は盛んになったが、それらは都市に集中し、地方との地域格差が拡大しており、後述するマオイストの活動の活発化にも、これらが密接に関与していると広く受けとめられている。

2001年6月1日に王宮で発生したピレンドラ国王夫妻をはじめとする王族の殺害事件は、立憲君主国としてのネパールが依然として安定していないことを内外に示すものであった。ピレンドラ国王の死を受けて、重体のまま一旦後継国王に即位したディベンドラ皇太子が、調査により、あとから殺人者と断定されるという事態は、ネパール王室の密室性が今なお強く、その特権意識も民主化以後大きく変化していないことを示している。真相究明を求める市民の行動が暴動化するのを押さえきれないのも、それによるものであろう。ピレンドラ国王の弟、ギャネンドラ殿下が国王に即位した現在、王室が国民統合の象徴として信頼を回復するには、制度の改革を含めた努力が必要であろう。

コイララ首相は王宮担当相も兼務しており、王族の殺害事件についても批判を浴びるようになった。加えて、コイララ首相は与党ネパール会議派内での主導権をめぐる対立にも直面し、 कांग्रेस党内部からも辞任要求が強まった結果、2001年7月に辞任した。後任には1995年から1997年まで首相の座に就いていたシェル・パハドゥール・デウバ氏が選出された。

デウバ氏は、当面する最大の課題であるマオイスト対策について、話し合いによる解決を主張してきており、首相に就任するにあたってもそれを強調することとなった。マオイスト側もこれに応じ2001年11月までに3回の話し合いを行ったが、11月21日一方的にこの決裂を宣言し、同23日夜より、各地の政府機関に攻撃を開始した。この結果、警察だけでなく、軍隊も交えた本格的な武装対立に発展しつつあり、首相の助言に従い国王は同26日非常事態を宣言し、集会や言論の自由など、憲法の規定の一部を停止するに至った。以下では、これに至るまでのマオイストの活動の経過およびその特色を理解することに向けて、節を改めて検討を加えることとする。

1 - 2 マオイストの活動

通称「マオイスト」とよばれるのは、ネパールの左翼勢力の中でも極左に属し、共産主義思想のうち特に毛沢東主義を信奉するグループである。王制の廃止、共和制への移行などを主張するとともに、議会制民主主義を否定し、警察の襲撃やテロ行為を行い、2000年秋以降その頻度や規模を大きくするだけでなく、活動地域も広げてきた。こうした中で、2001年7月中旬にはマオイストに対してネパール国軍が初めて動員された。

マオイストは、左翼勢力の中でも中国の文化大革命を支持する共産党(Masal派)に由来する。この勢力は、1980年のパンチャヤト体制の存続が問われた国民投票にあたって、投票ボイコットを主張した。また1984年には、ロンドンで開かれた第2回の国際マオイスト集会(以後Revolutionary Internationalist Movement)に参加した。これにはペルー共産党(センデロ・ルミノソ)も参加していたという(Nickson, 1992)。

1990年の民主化運動に際しては、左翼勢力の中心であった「統一左翼戦線」(のち主流はUMLを結成)に属さず、他の極左政党とともに「統一全国人民運動」(United National People's Movement: Samyukta Rastriya Janaandolan)を組織した。暫定政権と国王と

の妥協の産物ともいえる新憲法に反対したが、第1回総選挙には議会制の問題点を暴露することを目指して、「統一人民戦線」(United People's Front: Samyukta Jana Morcha)の名称のもとで他の政党とともにこれに参加した。この結果、統一人民戦線は9議席を獲得して野党第二党となった。議席を獲得した郡は分散するが、そのうちルクム郡(1議席)・ロルパ郡(2議席)は今日もマオイストの拠点となっている。また統一人民戦線は、翌年の地方選挙でも多くの議席を獲得した(Whelpton, 1993)。

しかし1994年の第2回総選挙には、統一人民戦線は分裂した。これに際し、プラチャンダ(Puspa Kamal Dahal)とバブラム・バタライを中心とするマオイストは、統一人民戦線の名称が使用できず、選挙に参加できる政党としての登録も拒否され、これをボイコットすることとなった。またこのボイコットに対する政府の強い弾圧(Romeo作戦)を受け、1996年2月には、「人民戦争」を宣言するに至った(Maharjan, 2000; Thapa, 2001)。

マオイストの活動拠点は交通不便な山間部で、孤立して駐在する警察を襲撃して士気を低下させるという戦術をとってきた。これに対し、警察は業務を大規模な警察署に集中し、各地に分散する、小規模で襲撃を受けやすい警察署を減らし、武器の強奪などを防止するようにしている。ただし2000年秋以降には、数十人もの警官が駐在する警察署さえも襲撃されることとなった。また警官の士気の低下は、その不十分な訓練や装備によるところも大きいと指摘され、以後武装警官隊の編成が行われている。

マオイストは、警察の他 कांग्रेस党をターゲットにするが、他の政党とは共存体制をとり、上記ルクム郡の支配地区では、マオイストの集会にUMLやRPP(国民民主党)の地方リーダーが出席していると報道された。また郵便局などは機能し、警察を除く政府機関との共存をはかっていたという(Sharma, 2000)。開発に関連する技術者の活動も、農業・保健・水利については認めているという指摘もある(Limbu, 2001)。

また一方でマオイストは、テロ行為を行いながら、富裕層や企業に献金を迫り、首都でもこれが盛んに行われていると言われている。このような事態の発生は、警察に対する信頼性が失われていることと密接に関係する。献金を要請されて警察に訴えても、安全が保証されないことは、拒否した人々に対するテロ行為からも明らかであり、それに応じざるを得ないわけである。しかしその実態は必ずしも明らかでなく、これを利用して、マオイストを装った献金の強要や強盗が登場していることが指摘されている。マオイスト自身による偽マオイストの活動に関する警告は、これが事実であることを裏付けている。マオイストに対する対策については、これをテロ集団として断固弾圧すべきであるという意見に対し、話し合いによって収束させるべきであるという意見が कांग्रेस党内でもみられ、野党ではさらに強い。1997年5月の地方選挙では、UMLに対するマオイストの協力さえあったという(Maharjan, 2000)。表にでない部分では、この種の関係があることが推測される。また左翼政党の中にはマオイストのシンパと考えられるものもあり、その広範な活動の基盤となっていると考えられる。これらのため、一貫した強力なマオイスト対策が困難となってきたわけである。

他方マオイストは、政府側との話し合いに応じる姿勢をたびたび表明してきた。2000年になって कांग्रेस党では、これに対して首相経験者であるデウバ氏を中心とする委員会が対話を試みたが、成功しなかった。また同11月頃に、前副首相・内相のポウデル氏とマオイスト幹部の対話が試みられたが、実を結ぶに至らなかった。

2000年9月に発生した、中西部の山岳諸郡の一つであるドルボ郡ドゥナイにおける郡庁・郡警察襲撃は、警官14名が死亡するほか多数の死傷者を出し、以後軍の動員が真剣に検討されることとなった。軍の動員による内戦の発生に対する懸念も強く、2000年4月に至って、マオイストの活動の盛んな郡をターゲットにして、統合安全開発パッケージ(Integrated Security and Development Package: ISDP)

を実施することになった。これは、そうした慎重論を回避して、実質的に軍の動員を図るためとみられる。このパッケージでは、治安の安定とともに、道路などインフラの開発を、特に軍の参加によって推進することを目指している。これは同時に、交通不便のため開発の恩恵がおよばず、マオイストの拠点になってきた地区に対する政府のサービスの拡大と考えることもできよう。マオイストが軍との直接的な対立関係を望まず、軍側もマオイスト対策は警察の役割という態度で臨んでいたこともこれに関与している。このため、サリヤン郡やルクム郡では、マオイスト支配地区の近くで、軍による道路開発が進むという事態さえ発生していた。

他方、こうしたマオイストの国際的活動が懸念されるが、上記Revolutionary Internationalist Movementには、比較的最近も代表が参加しているという報道がある(Nepali Times, 2000年12月29日)。また活動家はインドのほかヨーロッパにもおり、ネパール人民戦争支援委員会が組織され、ブリュッセルで政府や王室の要人訪問に際し、デモを行ったという(Maharjan, 2000)。なお、マオイストとの関係は明確ではないが、幹部の見解や運動に関するニュースは、<http://www.rwor.org/> (Revolutionary Worker Online) およびこれに関連するサイトに登場し、国外の類似の運動との関係もうかがうことができる。

マオイストの活動は2001年6月には東部タライ地方にまで広がっており、襲撃された村にはインド国境地帯に立地するものが少なくない。主要道路から遠く、警備の手薄な村にインド側からアプローチしている気配がうかがえ、山間部における襲撃と類似している。なお、インドはマオイスト活動をコントロールするため9月下旬にネパール国境沿いに1万人規模の警備体制を整えた。さらにインド外相はネパール国王とデウバ政権を支持し、マオイストと戦う旨表明した。

以上のようなマオイストの活動の広がりを把握するのは容易でない。Maharjan (2000)は、警察およびマオイストによる死者(1997年2月から2000年9月)

の分布から、それを推定している。これによれば、全国75郡のうちマオイストが浸透していないとしているのは9郡のみである。影響がある(affected)としている郡は20郡で、残りの46郡はいずれもhighly affectedと評価されている。これは過大な評価とみるべきであろう。

マオイストは、選挙をボイコットする方針を明確にしているため、全国的に実施される総選挙や地方選挙の状況は、その影響力をみるのに有用と考えられる。表1-1は、1997年5月と6月の2フェーズに分けて行われた地方選挙で、投票が組織できず、決定できなかった議席が多くみられた郡を示している。この未決定議席の全部がマオイストの活動によるかどうかは明確でないが、それが活発と言われる郡で多いことは注目されよう。

表1-2は1991年、1994年、1999年の総選挙における投票率の変化を、マオイストの活動が強いといわれている郡についてみたものである。単純な解釈を許さないが、マオイストの勢力が特に強いといわれるロルパ、ルクム、さらにサリヤンでの投票率の著しい低下は注目されよう。その他の郡でも投票率は概して低く、選挙ボイコットの影響が伺える。

こうしたマオイストの活動が活発といわれている地区以外における投票率の低下も、その活動の広がりを示すと思われるので、表1-3にこれが56.43%(各選挙区の投票率の平均より標準偏差を減じた数値)以下になっている選挙区を示しておきたい。カトマンДУ郡の選挙区のように、都市部における低い投票率も注目されるが、マオイストの活動が比較的盛んといわれる地区がこの中に含まれていることが留意されよう。56.43%をわずかに超える郡の中には、コタン1区、ドラカ2区、ラメチャブ1区、シンドゥリ2区、カブレ・バランチョク1区、ヌワコート1区、ゴルカ2区、3区、シャンジャ1区、バルバト2区、カリコート区があるが、これらのいくつかでもマオイストの活動が活発なことが知られている。

マオイストの活動は、2001年6月に行われた人口センサス(国勢調査)の結果にも反映すると予想さ

れる。その支配地区では、調査員の入域を拒否する場合と許容する場合があると報道されており、今後も関連データに注目しておく必要がある。

マオイストに関連して、もう一つ注目されるのは外国の援助に対する態度である。マオイストが1996年2月頃に出した「40項目要求」には、「NGOやINGOの名による、帝国主義者や拡張主義者の(政府に対する)賄賂は、停止されるべきである」とする、外国の援助に対する警告とも解釈できる項目がある(Maharjan, 2000)。また外国の資金による開発計画は、人民戦争を害し、経済的混乱や腐敗、寄生的傾向を助長するとして、これに反対することを明言したという。しかし他方で、2000年12月に新聞に公表され

た、マオイストの10項目の外交政策には、「援助は、いかなるかたちであれ、その国の抑圧された人民に提供され、内戦下にあっても、抑圧された人は援助を提供される」(Nepali Times、2000年12月22日)とあり、柔軟な形での援助の受け入れを示唆している。

地方での外国援助との関係を見ると、アルガカンチ郡とグルミ郡のマオイストが、EUの援助するプロジェクトの車を襲撃したことを表明したとする報道がある(Nepali Times、2001年7月6日)。しかし他方で、ルクム郡で長年活動を行ってきたINGOに対しては直接の脅迫はなかったと言われる。またルクム郡ではUNDPによる参加型地方開発プロジェクト(PDDP)が開始され、その会合に全43VDC(村落開発委員会)の

表1-1 1997年の地方選挙における未決定議席数

未決定議席数	郡数	郡名
1,000以上	1	ルクム
100以上	4	サリヤン、ジャジャルコート、ロルバ、ゴルカ
40以上	6	シンドゥリ、バイタディ、イラム、ドルバ、アルガカンチ、ドティ

出所: Maharjan(1998) p.20.

表1-3

1999年の総選挙における投票率が著しく低い選挙区

県(Zone)	郡(District)
コシ	サンクワサバ1区
ジャナカブル	ラメチャブ2区、シンドゥリ3区
バグマティ	カトマンドゥ2区、3区、4区、5区
ガンダキ	シャンジャ2区
ラプティ	ピュタン1区、ロルバ1区、2区、ルクム1区、2区 サリヤン1区、2区
セティ	アチャム2区、バジャン2区、ドティ1区、2区
マハカリ	バイタディ1区、2区

出所: ネパール選挙管理委員会の報告により作成。

表1-2 マオイストの活動が活発といわれる郡での総選挙の投票率の推移と当選政党(単位:%)

郡名と選挙区	1991年	政党	1994年	政党	1999年	政党
ゴルカ 1区	66.52	NC	53.12	NC	64.01	NC
	66.69	NC	51.12	NC	58.82	NC
	62.82	NC	47.50	NC	57.75	NC
ピュタン 1区	37.48	NC	53.04	NC	55.34	RJM
	36.04	NC	56.64	独立	59.74	RJM
ロルバ 1区	49.26	UPF	37.22	RPP	30.95	NC
	54.99	UPF	48.60	NC	32.59	NC
ルクム 1区	63.95	UPF	42.69	NC	37.52	NC
	63.52	NC	53.50	NC	50.45	UML
サリヤン 1区	60.44	NC	55.83	NC	39.54	UML
	60.72	NC	57.92	NC	55.17	RPP
ジャジャルコート 1区	59.30	NC	59.30	NC	64.24	RPP
	57.56	UML	57.56	NC	61.62	UML
カリコート	62.23	NC	66.16	UML	56.80	UML
全 国	65.15	-	60.53	-	66.19	-

NC: कांग्रेस党、UML: 共産党(UML)、RPP: 国民民主党、UPF: 統一人民戦線、RJM: 国民戦線

出所: ネパール選挙管理委員会の資料により作成。

うち35VDCから書記が参加した。加えて同郡の郡開発委員会(議長はUML)は、30VDCで活動しており、マオイストは全郡を掌握しているわけではないと言われている(Limbu, 2001)。

以上のようにみえてくると、マオイストは一律に外国の援助に反対しているわけではないことがうかがわれる。また政府による開発に関しても同様で、これは彼らの拠点とする郡がネパールの中でももっとも開発が遅れていることにもよると考えられる。1997年版および2001年版のDistrict Profileにあらわれている各郡の開発状況(表1-4)はそれを示している。

これらの地域の内、特に西部の郡では、伝統的に食料が足りず、インドへの季節的な出稼ぎが常態化しており、近年はさらにそれが強化されていた(Rai, 2001)。また交通路の未整備により、ほかの地域が享受しているような開発の恩恵がおよばず、格差がますます広がっている。

他方、こうした低開発状況こそが、マオイストに活動の舞台を提供してきたとみることができ、その意味で彼らが軍による道路開発に対し批判的態度を

とっているとの報道がある(Limbu, 2001)のは興味深い。道路の必要性は認めるが、それによって、政府の力が容易に支配地区に浸透することになるからである。

ところで、2001年7月に再度首相に就任したデウバ氏は、上記のように、すぐに平和談義(peace talk)を提案し、マオイストはこれに応じて暫定停戦に同意した。2001年8月下旬に双方の第1回平和談義が開催され、政府代表のワグレ公事業相とマオイスト代表のマハラ氏が署名した共同声明によると、相互に暴力を使用せず、諸問題の平和的解決を求めて再度協議を継続することに合意した。以後、9月中旬には第2回、11月中旬には第3回の平和談義が行われ、同月中には第4回の開催も予定された。マオイスト側の主な要求点は、王制を廃止して共和制とすること、マオイストも交えた臨時政府を構成すること、さらに憲法制定議会のための選挙を実施することの3点で、その間妥協点が模索される他、相互に拘留者を釈放し合うなど歩み寄りもみられた。しかし、11月21日に至り、マオイスト側は一方的に協議の停止を

表1-4 マオイストの活動が活発な郡の開発状況

郡	年	道路延長	電気	電話	肥料供給量	食料バランス
ゴルカ	1995	53km(舗装25km)	なし	なし	694.23トン	+6,301トン
	1998	69km(舗装24km)	-	323回線	401.2トン	+1,703トン
ピュタン	1995	114km(舗装なし)	なし	なし	302.92トン	-2,316トン
	1998	121km(舗装なし)	-	なし	269.1トン	-8,362トン
ロルパ	1995	41km(舗装なし)	なし	なし	109.23トン	-23,788トン
	1998	57km(舗装なし)	-	なし	81.15トン	-12,229トン
ルクム	1995	なし	なし	なし	156.14トン	-9,099トン
	1998	なし	-	なし	165.5トン	+6,787トン
サリヤン	1995	72km(舗装なし)	なし	なし	488.0トン	?
	1998	160km(舗装なし)	-	なし	590.9トン	+6,864トン
ジャジャルコート	1995	なし	なし	なし	10.39トン	-2,048トン
	1998	なし	-	なし	?	-4,205トン
カリコート	1995	なし	なし	なし	28.34トン	-5,452トン
	1998	なし	-	83回線	?	-10,005トン

出所: Sharma and Vaidya (eds.)(1997)、Sharma Gautam and Vaidya(2001)。調査年は項目によって1年程度前後することもある。

宣言し、同23日夜に至り、全国各地での政府機関の襲撃を開始した。

両者の歩み寄りが困難なことが意識されるとともに、妥協に対するマオイストの強硬派の不満が高まり(Yogi, 2001)、決裂の宣言に至ったことが広く推測されているが、マオイストが目指すものは、2001年11月末現在まだ明確でない。ただし、マオイストの攻撃対象に軍が含まれており、また一部でその武器を強奪しているところから、武装対立は従来よりも一層厳しいものになると予想される。これからは軍の本格的な参加により、武器も高度化して、戦闘はより激しいものとなる。またマオイスト側は、強硬派と穏健派に分かれているとも推測され、今後の動向が注目される。

2. 外交

2-1 概況

ネパールはインドと中国というアジアの2大国の間にあり、両国の中で、バランスをとった外交を行わざるを得ない状況にある。このため、外交政策は非同盟中立主義を掲げ、両国をはじめとする近隣諸国との友好関係の維持に努めている。1985年に発足した南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC)の事務局をカトマンドゥに誘致するなど、域内の協力を積極的な態度を示している。

ただし南アジア地域協力連合は、インドの比重が圧倒的に大きく、1999年11月にカトマンドゥでの開催を予定されていた第11回首脳会議は、パキスタンのムシャラフ参謀総長のクーデターによる政権奪取を理由として、インドの要請により延期され、ようやく2002年1月に開催されることになった。

南アジア地域連合は、1993年の第7回首脳会議で合意に達した南アジア特惠貿易協定(South Asian Preferential Trade Agreement: SAPTA)を1995年に発効させ、域内の関税を順次引き下げてきている。1997年の第9回首脳会議では、2001年までに南アジ

ア自由貿易圏(South Asian Free Trade Area: SAFTA)を実現するとの宣言を採択したが、核実験(1998年)やカシミール紛争の再燃(1999年)によるインドとパキスタンの対立の激化により、これは絶望的である。なお、ネパールには近隣諸国での変動が直接影響することも多く、特に1959年以降のチベット難民の流入、1990年以降のブータン難民の流入は、今日も大きな国内問題となっている。

2-2 インドとの関係

内陸国であるネパールの対外関係において、南側のインドとの関係は極めて重要な意義を持っている。北側の中国との交通がヒマラヤ山脈やチベット高原を経由しなければならないのに対し、インド側との交通ははるかに容易で、インド以外の第三国との貿易品も、その多くはインド領内を通過せざるを得ない。こうした交通・交易を通じたインドの影響力は大きく、1989～1990年の貿易協定・通過協定の失効を口実とした部分的な国境封鎖が、政府に対する不満を高め、1990年の民主化闘争の背景の一つとなったことは記憶に新しい。

またインドとの国境は、「オープンボーダー」として、インド人・ネパール人は、身分証明書など書類の提示なしで越境でき、それぞれ相手国内での就労、財産の所持など多くの権利が認められている。両国の国境の大部分は平原地帯に設定されており、その厳格な管理が事実上不可能なことにもよるが、これらが対インド関係を極めて複雑にしている。

インドがネパールとの貿易だけでなく、第三国からネパールへの貿易品の通過にも厳しい規制を加えてきたのは、第三国から一旦ネパールに輸入され、国境を容易に透過して再度インドに持ち込まれる物品に対する警戒感からであった(井上, 1997)。このために、ネパールからインドへの輸出品に対しては、ネパール産の原材料の使用という条件が課せられてきた。この条件が撤廃された1996年12月以降、貿易量が急速に増大しているが、インド側が懸念する事態は最近も植物性バターオイルなどの輸出を巡って

発生している。またネパールの輸出量の増加は、その製造業に対するインド側からの投資によるところも大きいといわれる(ADB, 2000, p.14.)。

インドとの関係でもう一つ重要なのは、国境や水資源の共同利用を巡る問題である。前者については、北西端のネパール・中国・インド三国国境のカラバニ地区におけるインド軍の駐留がある。この地区の帰属について両国の見解は対立しており、当面解決が困難であるが、辺境とはいえ長期間インドに抗議しなかった政府に対する批判が国内では強い。また水資源の利用を巡っては、特に極西部国境を流れるマハカリ川の開発計画にともなう灌漑用水・電力の両国間での配分の問題がある。ネパールは関連条約を批准したものの、厳しい条件を付しており、その発効が不可能になっている(Gyawali and Dixit, 2000)。

さらにネパール国内に流入するインド人の就労問題は、インド系住民に対する市民権付与という国内問題とも関連し、複雑な様相を示している。大国インドからの人の流入と就労は、ネパールに対する影響が大きく、この規制を説いた、いわゆるグルン・レポート(Task Force on Migration, 1983)以来、懸案となっている。

以上に加え、インド系商人やビジネスマンの国内での活躍は目覚ましく、一般のネパール人のインドに対する反感は強い。2000年12月に発生した反インド暴動は、これが表面化したものとみられる。ただしインドは中国に対する関係から、ネパールに対してさまざまな援助を供与してきており(Muni, 1992, p.92-119)、両国の関係は、その宗教・文化などに対する影響力も含め評価される必要がある。

2 - 3 中国との関係

インドとの関係でネパールは中国を重視し、1955年の国交樹立以来、チベット領有などについてその基本的立場を尊重している。ただし、1959年のチベットでの反乱に際しては、チベット人難民を受け入れ、また1962年の中印国境紛争激化に際しては、中立の立場を取るようになった。他方、ネパール国内

を根拠地とする、チベット難民による反中国活動は認めていない。今日もなお年間約3,000人のチベット人が特にダライラマの謁見を求めてネパール側へ越境するが、1995年以降、これらを発見した場合は中国に送還するようになっている。なおネパールには、現在も約2万人のチベット難民が各地のキャンプなどに居住している。

中国は、国交樹立以後、ネパールに対する援助をインドと競って展開し、チベットに通じる道路をはじめ、多くのインフラを整備している。またネパール側もインドとの関係上、中国との貿易や通行の拡大に積極的であるが、両者を結ぶ道路はまだ一本で、しばしば不通になるという問題がある。最近は、中国側の合意をえて、上記道路により一旦チベットに入り、チベット側に開設された国境沿いの道路を経由して、ローマンタン(ムスタン郡)など北部辺境山岳地帯に、生活必需物資を輸送する事業が開始された。

2 - 4 ブータン難民問題

ネパール国外に居住するネパール系住民は、インド各地だけでなくブータンでも増大し、これを憂慮したブータン政府は1985年に市民権法を改定し、原則的に1958年12月31日以前にブータンに永住し、内務省のセンサス(国勢調査)に登録されていた者およびその子孫のみをブータン国民とすると同時に、服装・言語などのブータン化政策を実施した(1985年ブータン市民権法、Hutt [ed.], 1994, p.219-220)。近隣のシッキムでは、移住の結果ネパール系住民が多数派となり、1972年にインドに併合されたという経過がある。上記の政策の背景には、ネパール系住民の増大を認めれば、ブータンもシッキムの轍を踏むのではないかという懸念があることは明らかである。1988年以降、上記政策を厳しく施行した結果、反政府運動が発生し、これに対する弾圧以後、1990年頃よりネパール系住民が難民となってネパールに流入した(Hutt [ed.], 1994, p.5-17)。

ブータンとネパールは直接国境を接していないの

に、難民がネパールに流入するのには、インドにおける反ネパール人感情の他、インド政府による難民の誘導も関与している。しかし、インドはブータン難民問題を、ネパール・ブータン二国間の課題とする立場を堅持しており、ネパール側の要請にもかかわらず交渉には参加していない(Baral, 1996)。

ネパール東南部のキャンプに滞在するブータン難民は約10万人に達し、現在はUNHCRを中心とする国際機関による保護が行き届いている。難民の中には自国民ではないものが相当数混じっていると主張するブータン側と、即時帰還をもとめるネパール側の見解が対立し、これらの識別について合意に達するまで交渉が難航した。2001年3月になってようやく両国代表より成る委員会がこの作業に着手したが、個々の家族の審査に時間を要し、不満の声があがっている。

2 - 5 わが国との関係

わが国とネパールの交渉は、仏教の僧侶、河口憲海師のネパール入国(1899年)に始まる。初期の日本人の関心は仏教の遺跡や教典に集中していたが、第2次大戦後、ネパールの開国にともないヒマラヤ登山や探検が開始された。他方ネパールは、すでに1901年に8名の留学生を日本に派遣したが、その後継続されなかった。

わが国とネパールの国交は1956年に樹立され、1960年のマヘンドラ国王の日本訪問ならびに皇太子・同妃殿下のネパール訪問以後、王族・皇室の相互訪問が行われてきた。また1998年にはG.P.コイララ氏が議会で選任された首相として初めて来日する他、2000年には森喜朗氏が現役首相として初めてネパールを訪問した。わが国のネパールへの援助は、1968年頃より開始され、以後1996年までに無償援助が累計約1,200億円(ただしE/N)、有償援助の累計が約580億円(同)に達し(在ネパール日本大使館, 1997)、近年はトップ・ドナーとして大きな役割を果たしている。

他方、登山やトレッキング、観光に訪れる日本人

が増大するとともに、NGOの活動も盛んとなり、現在数十団体が各種の援助を行っている。また1980年代後半より、日本に来訪し滞るネパール人も急増するほか(東, 1997)、カトマンドゥなどでは日本語学習にいそしむネパール人が少なくない。

3. 行政

3 - 1 民主化以後のネパールの行政

1990年の民主化により、ネパールの行政制度は国王親政の状態から大きく転換し、立憲君主国として、不十分ながらも三権分立が実現された。国会は上院・下院からなる二院制で、国民の直接選挙で議員が選ばれる下院の権限が優越している。

(1) 不安定な政局と政府機関

すでに述べたように1994年の総選挙以後、1999年の総選挙までは、単独で過半数の議席をもつ政党がなく、政権がしばしば交代した。主要政党は、連立相手を求めて離合を繰り返すだけでなく、政権の座に就くために、そのイデオロギーやアイデンティティを犠牲にする場合も少なくなかったと言われる。

この不安定な政局は、行政にも大きな影響をおよぼしている(Hachhethu, 2000)。その第一は、省と閣僚ポストの増設で、特に कांग्रेस党のデウバ政権時代(1995年9月～1997年3月)に、連立内閣の維持に向けて、国民民主党・友愛党に閣僚ポストを配分するため、女性・社会福祉省などを増設して、省の数を21から26とした。また大臣・副大臣を増員し、閣僚数を48名にまで増大させた。その後は兼務によって閣僚数は減少しているが、行政改革に向けて、省の数の削減が必要との意見が強い。

次は、高級官僚の頻繁な交代である。高級官僚は政治的に任命されることが多く、政権の交代とともに次々と交代し、行政に継続性がなくなったことが指摘されている。住宅計画省次官の場合、1991年10月から1998年9月までに6名が相次いで就任し、その平均期間は11.9ヵ月となる。こうした交代は、政

府から独立しているとされる公営企業のトップにもおよび、ネパール水道公社(Nepal Water Supply Corporation: NWSC)の総支配人の平均在任期間は、わずかに7.6ヵ月となっている。これによって、不適任な人物が重要ポストに就く他、身内の業者との契約に向けて、圧力をかけるような事態も発生している(世銀内部資料)。

官僚組織に対する影響はこれにとどまらず、その政党系列化も進行している。民主化闘争以降、政党を軸とする政争の激化とともに、さまざまな組織にその系列化が浸透し、官僚が政党別に分断されている。またその系列を優先する結果、官僚が職業倫理を保持することが困難になっているとされている(Hachhethu, 2000)。ネパールでは、親族・知人・同郷者などとのインフォーマルな人間関係が優先され、官僚組織でも同様のネゴティズムが横行してきた(小林, 1995; 1998)。民主化以後、政党を軸としてもこれが進んでいるとみることができよう。

こうした現象ともなって官僚の腐敗も激しくなり、パンチャヤト時代よりも悪化したという評価が一般的である。目的のためには手段を選ばないという政治家の行動様式によって、連立工作に際して、政党間でも買収や供応が行われたといわれ、腐敗は単に官僚だけの問題ではない。近年、ドナー各国や国際機関が、ネパール政府のガバナンスの問題を重視するのは、援助の遂行に対してもこの種の問題が大きな意義をもつからにほかならない。

(2) 地方自治の制度と運営

民主化以後、1992年4月施行の地方行政法(Local Administration Act)により、地方政府は末端の村落開発委員会(Village Development Committee(VDC) : Gaun Bikas Samiti)および都市自治体(Municipality: Nagarpalika)とその上位の郡開発委員会(District Development Committee(DDC): Jilla Bikas Samiti)に整理された。それ以前に重要な意義をもっていた県(Zone: Anchal)は、地方行政の単位としての意義を失い、中央から派遣され、地方行政の監督や治安維持

に当たっていたZonal Commissionerも廃止された。

村落開発委員会や都市自治体の議長(市長)・副議長(助役)ならびに地区代表は住民の直接選挙により選出され、これを主体として別に村落開発評議会(Village Development Council)ならびに都市自治体評議会(Municipality Council)が構成される。これに対し、郡開発委員会の議員は末端の各自治体評議会の役員から各1名の代表を選出するという間接選挙の形を取る。これらに加えて、やはり末端の自治体評議会の役員が選出する議長・副議長、さらに郡内出身の下院議員・上院議員などで郡開発委員会が構成されることになる。郡開発評議会(District Development Council)は、これに加え末端の自治体の議長(市長)・副議長(助役)なども参加する拡大会議で、郡開発委員会が毎月開催されるのに対し、年1回の開催となる。なお各レベルの委員会・評議会には、指名により選ばれる女性メンバーの参加が義務づけられている(井上, 1993; Maharjan, 1998)。

村落開発委員会や都市自治体、郡開発委員会は執行機関としての役割ももつが、中央政府の監督の下にあり、そこで働く書記も中央政府の任命によるとされている。また郡レベルでは各省の出先機関がある他、内務省から派遣されるCDO(Chief District Officer)および地方開発省から派遣されて、当該郡の開発計画の調整に当たるLDO(Local Development Officer)の権限が強い。また中央政府は、郡に対する交付金に加え、税の徴収の決定権ももち、郡開発委員会の自治体としての活動には限界があった(Dahal, 1995; Shrestha, 1996)。

こうした状態の中で、地方行政を活性化したのは、共産党(UML)政権が1995年に実施した「自分の村は自分でつくろう」(Aphno gaun aphai banaun: Build your village yourself)政策であった(小林, 1995)。これは一律に各村落開発委員会に30万ルピーを交付して、開発資金として活用させるもので、ほとんど財源をもたない農村地帯で歓迎された。類似の政策は政権が替わっても継承され、毎年数十万ルピーの資金が提供されている。

他方、上記のような制度上、組織上の問題は、明確に意識されるようになり、この改善に向けて1999年に地方自治法が制定された。各省の出先機関の事業を郡開発委員会が継承できるようにするなど、その権限を強化している(真崎, 1999)が、ただし地方自治法と矛盾する法律が多数改正されないままになっているだけでなく、地方自治法自体のなかにも相互に矛盾する条文があり、その施行を困難にしている(アジア開発銀行内部資料)。こうした事態の改善に向けて、地方自治体関係者から強い要望が出されている。

4. 政治・行政分野における援助動向

4 - 1 主要国際機関の動向

(1) UNDP

UNDPは、ネパール地方政府のグッド・ガバナンスの向上に特に力を入れており、表1-5のとおり、現在3つのプロジェクトを実施している。これらの中で、"Participatory District Development Programme (PDDP)"と"Local Governance Programme (LGP)"はいずれも地方政府の能力強化と地方分権化を進めることを目的として、現在約30のDistrictに対して協力を行っている。特に、両プログラムとも、各DistrictにLocal Trust Fundを設置し、各Districtの中で多様な開発プロジェクトを実施できるような体制を進めている。

(2) UNICEF

UNICEFは、政治・行政分野においても、特に子供のためのプログラムに焦点を当てた地方分権化支援プログラムとして、"Decentralized Planning for the Child Programme (DPCP)"を実施している。DPCPでは、子供や女性の置かれている状況を改善するために、計13のDistrictの地方開発委員会をターゲットとして、地方コミュニティをベースとした開発プログラムを策定するための支援を行っている。

(3) 主要二国間援助機関の動向

各ドナーは、表1-6の通り、中央政府においては政府機構の強化や地方分権化支援、さらに、地方においては、特にDistrictレベルのキャパシティ・ビルディングや地方開発プログラム支援等の多様な協力を実施している。

中央政府に対してはDFIDが、地方政府に対してはドイツが最も多額の支援を行っている。

5. 政治・行政分野における開発課題

5 - 1 中央政府の機能強化

ネパールでは、さまざまな国際機関・援助国・NGO等が、多彩な援助プロジェクトを実施してきた。しかしながらその実施が予定通り進まない場合が多く、これを終了してもネパール側に十分に受け止められず、期待された効果をあげているとは言い難いものが少なくない。

開発予算の大部分を恒常的に援助に依存しているため、各プロジェクトの企画立案・実施におけるネ

表1 - 5 UNDPが実施中のグッド・ガバナンス関連プログラム

プログラム名	概要	対象	協力額	実施期間
Participatory District Development Programme (PDDP)	郡開発委員会の計画・管理能力向上、地方分権化支援等を目的としたプログラム。	30 District	624万ドル	1995 ~ 2001
Local Governance Programme (LGP)	郡開発委員会の計画・管理能力向上、地方分権化支援等を目的としたプログラム。	30 District	758万ドル	1996 ~ 2001
Rural Urban Partnership Programm (RUPP)	地方都市をベースとした地方開発プログラムを促進するためのプログラム。	12 地方都市	300万ドル	1997 ~ 2001 (フェーズ)

出所: UNDPホームページ (<http://www.undp.org.np/governance.htm>)

ネパール政府側のオーナーシップの水準は低く、財政基盤も不十分で、ローカル・コストが負担できないこと、さらには援助に見合った知識や技術をもつ人材も不足していることが、この主要な原因であるが、同時に公務員の士気の低さや汚職等も大きな問題として意識されつつある。この背景には、ネパールの官僚がもつ、伝統文化に根ざした行動様式の他、民主化以後の不安定な政局のなかで激化した上級ポストの党利にもとづく運用など多彩な要因もみられる

ことは、すでにみてきたとおりである。

ネパールの社会経済状況は、長期的には改善の方向にあるものの、開発や投資が中央に集中し、地方との格差が拡大している。特に地方における低開発とそれにとまなう貧困の問題は依然として深刻であり、マオイストの活動もそうした低開発の持続が生み出した問題と理解するのが妥当であろう。

こうした状況の改善に向けて、今後のネパールの開発においては、効果的な計画を策定しながら、限

表1 - 6 主要二国間援助機関が実施中のグッド・ガバナンス関連プログラム

ドナー	プログラム名	概要	対象	協力額	実施期間*注
DANIDA (デンマーク)	Human Rights, Good Governance & Decentralisation	マスコミ、選挙管理委員会、NGO等を対象とした人権やグッド・ガバナンス支援を目的としたプログラム等。	中央政府	計約430万ドル	1998～2003
DFID (イギリス)	Nepal Police Project 他2件	警察機構の強化や地方分権化支援のためのプログラム等。	中央政府	計約3,803万ドル	1994～2008
GTZ (ドイツ)	Support for Tax Administration 他1件	税務署機構の強化や地方財政の強化プログラム等。	中央政府	計約292万ドル	1997～2003
SDC (スイス)	Good Governance Program 他2件	中央政府のグッド・ガバナンス支援プログラム等。	中央政府	計80万ドル	1991～2002
AusAid (オーストラリア)	Local NGO Capacity Building Program 他3件	グッド・ガバナンス支援のための地方NGO強化等のプログラム。	District レベル	計約24万ドル	2000～2001
CIDA (カナダ)	Canada Fund for Local Initiatives 他6件	地方のNGOや学術機関における経済社会開発支援のためのジェンダーや人権の強化プログラム等。	District レベル	計約1,455万ドル	2000～2005
DANIDA (デンマーク)	Decentralisation Support Programme 他4件	DDCの能力強化プログラム等。	District レベル	計約1,118万ドル	1996～2004
Embassy of Finland (フィンランド)	Local Fund for Democracy, Good Governance and Human Rights	地方レベルのNGOや市民社会強化によるグッド・ガバナンス支援プログラム。	District レベル	36万ドル	1999～2001
GTZ (ドイツ)	Rural Development Programme 他4件	地方の貧困対策のための地方政府の能力向上プログラム等。	District レベル	計約2,600万ドル	1991～2012
KfW (ドイツ)	Urban Development through Local Efforts	地方都市の市民生活向上のための地方都市政府の能力強化プログラム。	地方都市	計約2,600万ドル	1987～2001
NEDA (オランダ)	Local Governance Programme 他4件	DDCの能力強化プログラム等。	District レベル	計約1,196万ドル	1998～2003
USAID (アメリカ)	Women's Empowerment Program 他3件	女性のエンパワーメントプログラム等。	District レベル	計約2,890万ドル	1996～2001

*注：複数のプロジェクトがある場合は、最も早いプロジェクトの開始期間から、最も遅いプロジェクトの終了期間を記載している。
出所：UNDPホームページ（http://www.undp.org.np/donor/donor_activities.htm）

られた予算を効率的に配分し、援助プロジェクトも適切に管理・運営していくことが求められている。ネパール政府も"Foreign Aid Policy" (www.facd.gov.np/pub/fap/fap.htm)や"Status Paper on Priority Reform Action" (www.facd.gov.np/pub/PRA1.htm)、さらにI-PRSP (Interim Poverty Reduction Strategy Paper)などを策定し、改善の姿勢を見せている。この実施を見守り、行政改革を支援するとともに、より効率の高い援助を目指して、受け手であるネパール政府側の実情や体質の理解をふまえたプロジェクトを展開する必要がある。

5 - 2 地方分権化の推進および地方行政機関の能力向上

ネパールの行政は中央集権的であり、その効率を高め、住民の広範な参加を得るためには地方分権化が必要なことが、すでに民主化以前から広く認識されてきた。民主化以後、この急速な進展が期待されたが、郡レベルにおいては開発計画の立案や調整については、かえって後退したと評価されている(Shrestha, 1996)。中央政府の権限は現在も強く、地方自治体の監督権や解散権をもつだけでなく、予算についても中央政府からの補助金・交付金がおおきな意義をもっている。また各レベルの自治体と中央省庁の出先機関との業務分担が明確でなく、各種事業の実施を困難にしている。

このような事態に対処するため、UNDPやGTZの援助により、地方自治体の能力や財政基盤の強化が進められるとともに、「自分の村は自分でつくろう」運動のような交付金の支給も行われてきた。上記のように新しい地方自治法においてさえ、実施にはさまざまな困難があるが、地方自治体の強化は地方レベルでも強く意識されている課題となっている。

ネパールでは、農村だけでなく都市も含めて地方自治体の歴史が浅く、本来それが担当すべきことを国の機関が行っている場合もみられる(小林, 1999)。その意味で、地方分権化は都市行政の改善という点でも意義は大きい。

地方の開発を進め、大きな地域格差を少しでも縮めるには、地方分権化を今後さらに進めることが要請されており、それに向けた支援をさらに拡充する必要が大きい。特に山岳諸郡の一部の地域に対しては、道路などインフラ整備だけでなく、開発の受け手となる自治体の能力を高めることにより、一層大きな効果が期待できよう。

参考文献

- 東豊久(1997)「日本のネパール人」石井溥(編)『暮らしがわかるアジア読本: ネパール』河出書房新社、p.110-112.
- 井上恭子(1993)「ネパールにおける地方自治制度の形成」『アジアトレンド』61、p.74-84.
- (1997)「ネパール・インド関係: インドに閉じこめられた国」石井溥(編)『暮らしがわかるアジア読本: ネパール』河出書房新社、p.55-61.
- 小林茂(1995)「ネパール: 共産党政権と官僚制」『アジア研ワールド・トレンド』3号、p.18-19.
- (1998)「ネパールの低開発と知識人」『比較社会文化(九州大学)』4巻、p.49-64.
- (1999)「カトマンズ都市圏の固形廃棄物処理問題」成田孝三(編)『大都市圏研究』大明堂、p.309-334.
- 在ネパール日本大使館(1997)『日本・ネパール関係の歩み(1988年-1996年年譜)』在ネパール日本大使館.
- 真崎克彦(1999)「参加型開発のための<組織・制度>づくりのための国際協力: ネパールにおける地方分権化支援の事例」『国際協力研究』15(2)、p.21-31.
- ADB(Asian Development Bank)(2000) *Country Economic Review, Nepal*. Kathmandu: ADB.
- Baral, L.R. (1996) "Bhutanese refugee in Nepal", Muni, S.D. and Baral, L.R. (eds.) *Refugees and Regional Security in South Asia*, Delhi: Konark, p.152-177.
- Dahal, D.R. (1995) "Decentralization of Power in Nepal", Panday, D.R. and Aditya, A. (ed.)

- Democracy and Empowerment in South Asia*. Kathmandu: Nepal South Asia Centre, p.136-146.
- Dhruba Kumar (ed.) (2000) *Domestic Conflict and Crisis of Governability in Nepal*. Centre for Nepal and Asian Studies.
- Gyawali, D. and Dixit, A. (2000) "Mahakali impasse", Dhruba Kumar (ed.) *Domestic Conflict and Crisis of Governability in Nepal*. Centre for Nepal and Asian Studies, p.236-304.
- Hachhethu, K. (2000) "Nepali Politics: political parties, political crisis, and problem of governance" , Dhruba Kumar (ed.) *Domestic Conflict and Crisis of Governability in Nepal*. Centre for Nepal and Asian Studies, p.90-116.
- Hutt, M. (ed.) (1994) *Bhutan: perspectives on conflict and dissent*. Gartmore: Paul Strachan-Kiscadale.
- Limbu, R.(2001) "Hearts, Minds and Maoist", *Nepali Times*, (March 16, 2001). (www.nepalnews.com.np/ntimes.march10-2001/maoist.htm).
- Maharjan, P.N. (1998) *Local Elections in Nepal*, 1997. Centre for Nepal and Asian Studies.
- (2000) "The Maoist insurgency and crisis of governability in Nepal" , in Dhruba Kumar (ed.) (2000) *Domestic Conflict and Crisis of Governability in Nepal*. Centre for Nepal and Asian Studies, p.163-196.
- Muni, S.D. (1992) *India and Nepal: a changing relationship*. Delhi: Konark.
- Nickson, A. (1992) "Democratization and the growth of communism in Nepal: a peruvian scenario in the making", *Journal of Commonwealth and Comparative Politics*. 30(3), p.358-386.
- Rai, H. (2001) "People moved by people's war", *Nepali Times*, (May 4, 2001) (www.nepalnews.com.np/ntimesmay4-2001/nation.htm).
- Sharma, H.B. and Vaidya, S. (eds.) (1997) *Nepal District Profile*, National Research Associates.
- Sharma, H.B.,Gautam, R.P. and Vaidya, S. (eds.) (2001) *District Development Profile of Nepal*, Informal Sector Research and Study Center.
- Sharma, S. (2000) "Journey to Maoland" , *Nepali Times*, (December 29, 2000) (www.nepalnews.com.np/ntimes/dec29-2000/mainstory.htm).
- Shrestha, B.K. (1996) "Decentralized planning and people's participation in decision making in Nepal", Thapa, G.B. (ed.), *Democracy and Decentralization*. Political Science Association of Nepal, p.1-16.
- Task Force on Migration (1983) *Internal and International Migration in Nepal*. National Commission of Migration (Printed by Tanka Prasad Memorial Foundation in 1999).
- Thapa, D. (2001) "Day of Maoist" , *Himal*, (May, 2001) (www.himalmag.com/may2001/cover.html).
- Whelpton, J.(1993) "The general election of May, 1991" , in Hutt, M.(ed.), *Nepal in the Nineties*, Delhi: Oxford University Press, p.48-81.
- Yogi, B. (2001) "Third round of peace talks: deadlock in the making", *Spotlight*, 21(19) (www.nepalnews.com.np/contents/englishweekly/spotlight/nov/nov23/nation.htm).

第2章 経済・開発計画

長田 博

1. 民主化以後のマクロ経済動向

1-1 開発計画における経済目標と実績

ネパールにおける開発計画の歴史は古い。1951年の王政復古以降、1956年から第1次五カ年計画が開始され、現在は第9次計画（1997/98 - 2001/02）が進行中である。これまでの8次にわたる計画の成果については、国家計画委員会(National Planning Commission:NPC)自身が、社会経済インフラに一定の進歩はあったものの、いずれも期待には届かないものであったと第9次計画書の中で評価している²。計画に関する考え方は、1992年開始の第8次計画から大きく変化している。そこでは、それ以前の国家介

入色が強いアプローチから、市場志向型、対外開放型の経済自由化を原則としたアプローチへの転換が行われている。この変化は、実際の経済運営では1985年の部分自由化に始まり、1990年の政治の民主化によって本格化したものである。また、開発の地方分権化や地域・農村開発の重視もうたわれた。第8次計画の主要経済指標の目標値と実績値は、表2-1に示した。年平均GDP成長率は目標値である5.1%をちょうど達成しているものの、評価が低いのはその内容による。すなわち、基盤部門である農林水産業と鉱工業で期待された成果が上がらず、運輸・通信業、金融業、社会サービス業などの第3次産業の成長によってGDP目標成長率が達成されたからである³。穀

表2-1 第8次計画の実績と第9次計画の目標(経済指標)

項 目	第8次計画			第9次計画
	目標	実績	達成率(%)	目標
GDP(生産者価格)年平均成長率(%)	5.1	5.1	100.0	6.5
農林水産業年平均成長率(%)	3.7	3.0	81.1	4.0
鉱工業年平均成長率(%)	10.8	6.8	63.0	9.1
電気・ガス・水道年平均成長率(%)	8.9	5.2	58.4	10.4
建設年平均成長率(%)	4.3	3.9	90.7	5.9
商業・ホテル・飲食業年平均成長率(%)	7.7	7.1	92.2	7.4
運輸・通信年平均成長率(%)	4.4	8.4	190.9	8.7
金融・不動産年平均成長率(%)	4.7	5.7	121.3	5.8
社会サービス年平均成長率(%)	5.0	6.3	126.0	7.0
穀物生産年平均増加率(%)	5.4	3.2	59.3	5.2
商品作物生産年平均増加率(%)	9.1	4.6	50.5	6.5
インフレ率(都市部消費者物価)(%)	9.0	8.3	—	6.5
輸出年平均増加率(%)	10.8	2.0	18.2	11.8
輸入年平均増加率(%)	15.2	20.4	—	8.5
政府財政収入(期間計)(百万ルピー)	84,971.0	90,886.0	107.0	—
政府経常支出(期間計)(百万ルピー)	53,759.0	69,339.0	129.0	—
政府開発支出(期間計)(百万ルピー)	113,479.0	87,080.0	76.7	—
外国援助(期間計)(百万ルピー)	74,355.0	49,202.0	66.2	—
政府国内借り入れ(期間計)(百万ルピー)	7,912.0	15,354.2	194.1	—
国内総貯蓄(対GDP比)(%)	12.5	12.8	—	—
国内総投資(対GDP比)(%)	—	25.1	—	—

出所: HMG National Planning Commission (1996)

¹ ネパールの会計年度は7月15日から翌年の7月14日までである。例えば1998年に始まる会計年度は、1998/99と表記されるが、期間が長い年をベースに1999会計年度と呼ばれるのが慣例となっており、本文中での表記もこれに従う。

² NPC(1988) p.1.

³ 運輸業の成長は市場経済化の進展と道路網の整備、金融業の成長は金融機関の新規設立規制緩和、利子率自由化、資本市場の整備等による。

物生産も目標成長率を大きく下回っている。また輸出の伸びが鈍いまま、輸入自由化⁴の影響で輸入が予想以上に増大し貿易収支を悪化させている。財政収支にも改善が見られない。政府経常支出の目標を上回る増大に対し、開発支出は大きく計画を下回っている。これは、外国援助額が予想を下回ったことと同時にプロジェクト遂行能力の不足によるものである。なお、インフラ整備に関し、道路整備は目標を上回った⁵。

第8次計画中に、農業開発のための農業展望計画(Agricultural Perspective Plan: APP)が策定された。これは、アジア開発銀行の協力を得て経済の基盤である農業開発の長期計画を策定し、それを踏まえてネパール経済を展望したものであり、第9次計画もその枠組みの中で構想されている。計画期間は、1996年度から2015年度までの20年間で、農業成長率目標は第8次計画期間中の成長率3%を大きく上回る4%台後半となっている。これを、灌漑普及率の倍増、肥料投入の大幅増大、技術高度化、交通網の整備、畜産と商品作物の奨励、アグリ・ビジネスの育成によって達成しようというものである。

1998年度開始の第9次計画では、これまでに物的インフラと社会インフラの整備に一定の成果が上がり、非農業部門が成長したにもかかわらず、貧困と雇用問題解決については望ましい成果が上がっていないことを反省して、「国家開発過程の加速化を目的として、第9次計画は全国民が直面している貧困を緩和するために貧困解消を計画の主目的とする。」⁶と規定した。しかし、ここで注意しなければならないのは、貧困解消だけではなく、同時に開発の加速化が目的としてうたわれていることである。実際、GDP年平均成長率は6.5%で、産業別には、農林水産業が4%、鉱工業が9.1%、電気・ガス・水道では第8次計画実績の2倍の10.4%、輸出増加率に至っては11.8%となっている。また、貧困解消は部門を特定し対象を明確にしたプログラムによって実施することとされている。これにより、1996年時点で42%であった貧困水準以下の人口比率を32%へと低下させるという目

標を立てている。戦略および政策としては、貧困削減を主目標とし、APPに沿った農林水産業の総合開発、産業発展として優先すべき部門は、農林業、水資源開発(電力)、輸出指向的製造業、観光業、そして運輸業、農林水産業、零細・小企業、観光業での雇用促進、海外援助依存度の低下、近代部門は民間主導、環境整備、農業部門は政府主導、などをあげている。非経済面では、地方分権化のための地方機関の能力向上、低コストのエンパワーメント、企業家精神の育成と熟練技術の育成、農地の権利関係の法的整理、人口増加率は20年間で2.38%から1.5%へと低下させることが指摘されている。

第8次計画と比較して第9次計画における考え方の変化は、端的に言えば、経済自由化、市場経済の促進、民間活力重視と政府の役割を市場環境の整備に留めることをベースにした考え方から、地方分権と対象を明確化した地域開発による貧困削減へとという変化である。これは、世界銀行における1990年代の考え方の変化と内容もタイミングも酷似している。他方で、すでに指摘したように、経済成長の加速をも想定している。果たして、このような「平等な分配」と「経済成長」の同時達成が可能であろうか。あるいは、国家財政の多くを海外援助に依存しているネパール計画当局の苦肉の選択であろうか。マクロ経済成長によるトリクルダウン効果が貧困解消にとって即効薬とはならないことは常識化しているが、逆に比較的ミクロレベルで実施される貧困削減政策がマクロ経済成長のダイナミズムを発生させるということも考えにくい。限られた開発支出から、貧困削減への支出を増やせば、当然のこととして、産業発展のための開発支出は減少する。計画当局は、これを市場経済化の促進と制度整備とによって民間活力を引き出すことで補おうとしているように見えるが、ネパールの経済システムの近代化がすでにその段階にあると見るのは、後でも触れるようにやや楽観的に過ぎる。

⁴ 輸入品全体の平均関税率は2000年で12.25%であり、途上国としては自由化が進んでいる。IMF(2000)p.58.

⁵ 道路整備は、目標1,778kmに対し、2,863kmについて完了した。NPC(1998)p.60.

⁶ NPC(1998) p.72.

1-2 マクロ経済実績（成長と安定）

民主化以後のネパール経済は、制度的には対外開放的市場主義経済のもとでの発展のための法制度、あるいは経済システムを備えることになった。金融面では、国内資金動員のために、1986年5月に金利の部分自由化が開始された。1990年代に入ると金融機関の新規設立規制が緩和されて、商業銀行に加えて地域ごとの農村開発銀行（Rural Development Bank）が開設された。資本市場の整備としては、1994年1月に、ネパール証券取引所が開設された。貿易面では、1980年代後半から関税率の引き下げが漸次行われ、2000年には平均関税率は12.25%と途上国としては貿易自由化度が高い経済となった。海外との金融取引についても制限が緩和され、貿易取引についてはハードカレンシーとの交換制限が撤廃された。外国直接投資の誘致に関しては、1992年に企業設立手続きの簡素化と新設企業への税制優遇策を内容とした「1992年産業企業法（The Industrial Enterprise Act, 1992）」ならびに審査期間の短縮と税制優遇措置を内容とした「1992年外国投資・技術移転法（The Foreign Investment and Technology Transfer Act, 1992）」が制定され、同時に諸手続きのための申請窓

口が一本化された。

1990年代、特に後半のマクロ経済実績は、表2-2に示したようになった。1995年度、1998年度に落ち込みが見られるものの経済（GDP）成長は年率4-6%台である。人口増加率を2.4%とすれば、一人あたりGDP成長率は概ね2-3%ということになる。また、GDPに占める農業部門のシェアは1990年の50.6%から90年代後半には40%程度へと減少したものの、依然としてシェアは大きく、同時にGDP成長率の変動と農業成長率の変動が同じ方向を示していることから、いまだ農業部門が成長率変動の主因となることがわかる。2000年度のGDP成長率が6%であるのも、天候に恵まれ農業生産が良好であった結果である。インフレ率は10%以下で、途上国としては低い。投資率は約20%で、1990年度よりは高いが、1990年代後半は微減の傾向が見られる。輸出増加率は、1998年度以後20%を上回っている。主たる輸出品は既製服とカーペットで、それぞれ輸出の約4分の1を占めている⁷。カーペットの輸出先はEUの一般特惠制度の恩恵で主にドイツ、最近ではアメリカがこれに加わっている。また、既製服の生産増加は、インドが核実験による貿易上の制裁を受けたため、

表2-2 主要マクロ経済指標(1990、1995-2000)

項目	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000
GDP成長率(1985価格)(%)	4.9	2.9	5.7	4.8	3.4	4.0	6.0
農業部門成長率	5.8	0.3	4.4	4.1	1.0	2.7	5.0
その他部門成長率	4.1	5.3	6.6	5.2	5.0	4.9	6.7
農業部門シェア(名目)(%)	50.6	40.8	40.5	40.3	38.8	40.4	40.1
製造業シェア(名目)(%)	4.9	9.3	9.4	9.2	9.0	9.0	9.5
インフレ率(GDPデフレーター)(%)	10.6	6.2	7.9	7.5	4.4	8.5	4.7
投資率(名目、対GDP)(%)	16.4	22.0	22.5	21.7	22.1	21.7	20.6
国内貯蓄率(名目、対投資額)(%)	47.8	67.1	61.3	64.4	62.2	61.3	64.0
米収穫高(tn/ha)	2.4	2.1	2.4	2.5	2.4	2.5	2.6
輸出依存度(名目)(%)	10.5	24.2	22.2	26.3	22.8	23.0	26.6
輸出増加率(名目)(%)	18.9	-8.4	12.7	13.8	21.5	29.7	—
輸入依存度(名目)(%)	21.1	34.6	35.8	37.7	33.9	30.0	34.5
通貨供給(M2)増加率(%)	18.6	16.1	14.4	11.9	21.9	20.9	—
デット・サービス比率(DSR)	-	6.3	6.8	5.0	5.7	5.2	—

(注) 年は会計年度(7/15/7/14)で、1999/1990は1990と表示した。

出所: Ministry of Finance(2000)HMG, ただしDSRはIMF(2000)。

⁷ ここでの記述は、IMF(2000) p.15.によっている。

生産基地がインドからネパールへとシフトしたためである。これらに続く輸出品は、主にインドへのギーと植物油、豆、ジュート製品などである。貿易収支は赤字のままであるが、輸出増加率上昇によって赤字幅は縮小している。表2-3に示したが、外国直接投資は制度上の整備にもかかわらず、低調なままである。デット・サービス比率は低い。

短期の経済安定化という観点から見れば、インフレ率は低く、貿易赤字は縮小傾向、経済成長率も高くないがプラスで、ネパール経済は「健全」ということになる。しかし、1990年代の自由化、金融改革などの制度面での整備にもかかわらず、投資率は上昇せず、貧困解消も遅く、構造変化が見られないというのが本当のところである。このことについて世界銀行は、ネパール経済は「低位均衡の罠にはまっている」⁸という表現を使っている。

1-3 経済構造の特徴

ネパールの経済構造は一言で言えば、一次産業を基盤とした経済に部分的に近代部門が存在するということになる。GDPに占める農林水産業のシェアは2000年度で40%である。1990年度の50%から減少してはいるものの、1995年度からはほとんど変化が無

い。製造業は、1990年度の5%から増加はしたものの未だ10%以下であり、1995年度の製造業3桁分類の統計によれば、付加価値額で大きな産業順に、カーペット・ラグ（製造業付加価値額の25%）、衣服(10%)、タバコ(9%)、セメント(5%)、精糖(5%)となっており、工業化はまだ緒に就いたばかりである。経済の対外開放度という意味では、輸出依存度が1990年度の10.5%から2000年度には26.6%と急激に上がっている。輸入依存度も高く同期間に21%から34%へと上昇しており、世界経済の動向の影響を受けやすい構造になってきている。成長の源泉である投資率は、1990年度以後少し上昇し、20%から22%の間で推移している。この投資率自体は、他の途上国と比較しても低いとは言えない率である。しかし問題は、その資金手当てのうち国内貯蓄が占める割合が極めて低いことである。その割合は、1990年度の47.8%から上昇はしたものの、1990年代後半には60%台で推移しており、援助を含めた外国資金への依存構造が定着していることがうかがわれる。さらに、他の途上国と比較しても投資効率が低いように思われる。未だ投資のかなりの部分は政府関連プロジェクトと思われるが、その効率の低さの原因は、予算計画、資源配分、支出管理の面での弱さの複合要因である

表 2-3 対外経済関係指標(1990、1995-1999)

項 目	1990	1995	1996	1997	1998	1999
国際収支(億ルピー)						
貿易収支	-431.8	-460.6	-546.5	-710.0	-616.1	-520.0
輸出, E.o.b	51.7	176.8	199.1	226.6	275.4	356.9
輸入, C.I.F.	183.6	637.4	745.7	936.6	891.5	877.0
サービス収支	27.5	237.7	209.2	291.3	291.3	302.1
旅行収入	3,129.4	89.7	95.2	85.2	98.8	121.7
移転収支	27.9	107.1	121.9	151.3	172.9	220.4
民間送金流入	17.5	50.6	42.8	54.0	70.0	103.1
援助(贈与)	17.0	53.4	75.8	97.4	109.2	116.4
経常収支	-76.4	-117.8	-215.4	-165.0	-151.8	2.4
援助(借款)	71.5	114.1	102.8	112.3	142.3	132.6
援助(返済)	-7.3	-25.9	-28.8	-28.4	-38.7	-41.6
外国直接投資			3.9	16.2	6.8	5.8
その他資本	44.0	26.7	126.7	97.0	151.0	-0.7
インフ貿易(収支)	-40.7	-164.9	-207.1	-196.2	-185.3	-120.6
輸出シェア, %	11.7	17.7	18.5	23.1	31.9	35.1
輸入シェア, %	25.5	30.8	32.8	26.6	30.7	36.6

(注) 年は会計年度(7/15-7/14)で、1989/1990は1990と表示した。
出所: Ministry of Finance (2000) HMG

⁸ World Bank (2000b) Vol. I, p.i.

と指摘されている⁹。

これら経済構造の特徴に加えて、ネパール経済を規定する非経済的要因にも触れなければならない。その第1は、1990年の民主化以後の政治の不安定性である。これが、投資効率を落とし、さらに外国直接投資を含む投資を鈍らせているものと想像できる。第2は、地勢的要因である。海に面していないという点でインドとの関係を良好に保つ必要があるのと同時に、貿易面において輸送コストのハンディがあり、産業開発の場合この点を考慮する必要がある。さらに、東西に長く伸びた地形で、山間部が多いために、国内市場が分断化され、それぞれの地域が国境を接するインド経済と深い経済関係を築いてきたという歴史的経緯をも考慮しなければならない。統一的な国内市場形成には、道路網の一層の整備が必要である。

2. 経済の対外依存

2-1 貿易・直接投資・国際資本移動

ネパール経済の対外依存度が、1990年代の自由化とともに深まってきたことはすでに指摘した通りである。以下では、国際収支表をもとに作成した表2-3によって、その詳細を検証する。ネパールの国際収支構造は、他の途上国と大きく異なっている。まず、貿易収支は、大幅な赤字となっている。輸出が伸びた1999年度でも、輸出額は輸入額の40%に過ぎない。これを埋めるものが、サービス収支の旅行収入、移転収支の民間送金と援助(贈与)、そして援助(借入)となっている。観光客の流入による旅行収入は、1999年度で輸出額の約3分の1を占め、重要な外貨収入である。また、民間の出稼ぎ収入(グルカ兵の送金を含む)もほぼ観光収入に匹敵し、近年増加傾向にある。これは、国内における雇用機会が少ないことの反映である。援助(贈与)も1995年度と比べると2000年度には倍増している。これらを総合した経常収支赤字は、輸出の増加により2000年度に初めて黒字に転換している。援助(借入)は、1998年度を境に減少に転じたか

に見えるのが新たな動向である。さらに、1998年度から、債務返済額が急激に増加し始めており、今後、援助による資金純流入の減少に拍車がかかるものと予想される。旅行収入以外は、今後大きく伸びることが期待できないことから、経済規模の拡大につれて、輸出収入の増大が無ければ、経済成長が国際収支制約の影響を強く受けるものと考えられる。

海外直接投資は、1996年度から増加し始めたが、1998年度以後は減少し、1999年度では5.8億ルピーとまだ微々たる状況である。法整備だけではなく、他国と比べて比較優位がある産業分野の開発、あるいは工業団地の造成など一層の誘致策が必要である。その他資本の純流入額は大きく変動しているが、その構成要素である海外からの民間借入、ポートフォリオ投資などは、金融政策に大きく依存している。このため、通貨当局は、インドとの利子率格差と為替レートの安定を意識して通貨供給量を適正に管理する必要がある。

2-2 インド経済との関係

インドとの経済関係は、緊密化してきている。表2-3に示したように、1999年度では、輸出の35.1%がインド向けであり、1990年度の11.7%と比べるとその増加が顕著である。その原因には、近年のインド経済の堅調な成長と以下で述べる2国間の貿易障壁の低さがある。輸入についてはインド経済への依存度が一層高まり、輸入シェアは1990年度の25.5%から1999年度には36.6%へと増加している。対インドの貿易収支赤字は、1999年で見て、全体の赤字幅の23%となっている。

このような緊密な経済関係は、1960年に締結され、その後更新されてきたインドとの貿易・通商協定を基礎にしている。1989年には協定の内容をめぐって両国が対立し、インドが協定の失効を宣言、いわば「貿易封鎖」の状況となった。しかし、1991年までには、両国経済関係は修復され、協定は更新された。最近では貿易協定(Nepal - India Trade Treaty)が1996年12月に更新され、2001年12月にまた自動更新され

⁹ *ibid.* Vol. 1, p.i.

る見込みである。これは、基本的には貿易特惠であり、ネパールからインドへの製造業品(アルコール、タバコ、化粧品を除く)の輸出関税をゼロにし、ネパールの輸出を促進している。また、通過協定(Nepal-India Transit Treaty)も、インドの港からネパールへの貨物輸送手続きを簡素化する形で1999年1月に更新された¹⁰。この他、ネパール・ルピーとインド・ルピーの交換性の確保、両国民に対する内国民待遇の適用もあり、ネパールとインドとの間の国境は経済的には、実質上の「開かれた国境(Open Border)」となっている。従って、近年のインド経済の高成長を考慮するならば、インド経済への依存度は高まるものの、その波及効果を活用することを考えていくのが現実的な開発戦略といえる。ただし、名目為替レートをインド・ルピーに対して実質上ペッグしているため、実質レートがインド・ルピーに対して切り上がらないよう、金融政策によって、インフレ率のコントロール、金利差による資本移動のコントロールが必要となり、これが、ネパールの金融政策を制約することになる。また、為替レートの維持は、生活物資の多くをインドに依存しているネパールにとって、輸入インフレの回避という意味でも重要な政策目標である。

2-3 援助とネパールの国家財政

ネパール経済が大きく援助に依存していることは、すでに述べたが、それは具体的には政府財政の援助への依存である。表2-4は、財政構造を示したもので

ある。財政支出は、経常支出と開発支出に区分され、1990年度には3分の2が開発支出であったが、1990年代後半には、約半分となっている。経常的な政府活動が拡大し、その分開発支出にまわす資金比率が減少している。この背景には、これまでの開発政策の必然的帰結としての維持管理的支出の増大がある。他方、それでも不十分な維持管理的支出は既存施設の十分な活用を妨げ、政府サービスの質の低下を招いている。従って、5ヵ年計画を担当する計画委員会と年度ごとの財政支出を担当する大蔵省との間で後年度負担を含めた支出計画の入念な調整と展望を行うことが、財政支出の効果拡大と効率化につながると考えられる¹¹。財政収入は、財政支出を大きく下回り、財政赤字は支出額の約30%となっている。この赤字は、1999年度で見れば、援助(贈与)と国内借入がそれぞれ4分の1、援助(借款)が2分の1を補填していることになる。ここで、合計が100%にならないのは、開発支出が予定通り執行できないためであり、差額は政府剰余金となっている。また、注意しなければならないのは、国内資本市場が未整備のため政府国内借入の多くが、ネパール・ラストラ銀行(中央銀行)による財務省証券や開発債の引き受けによってなされているということである。例えば、1999年度の財務省証券の残高は199億ルピーであるが、そのうち23億ルピーが、開発債の残高35億ルピーのうち21億ルピーが中央銀行引き受けである¹²。また、表に示したように中央銀行の1999年度期末の政府への貸付残高は、財政収入の約45%である。従って、政

表2-4 財政構造と資金調運(1990、1995-1999)

項目	1990	1995	1996	1997	1998	1999
財政支出(100万ルピー)	19,669	39,060	46,542	50,723	56,118	59,579
経常支出(%)	33.9	49.3	46.3	47.7	48.4	52.1
開発支出(%)	66.1	50.7	53.7	52.3	51.6	47.9
財政収入(100万ルピー)	9,287	28,512	32,718	36,361	38,340	41,587
財政赤字(100万ルピー)	-10,382	-10,548	-13,824	-14,362	-17,778	-17,992
援助(贈与), %	19.0	37.3	34.9	41.7	30.4	24.1
援助(借款), %	57.4	69.3	68.5	63.0	62.2	65.9
国内借入れ, %	20.7	18.0	15.9	20.9	19.1	26.2
中銀政府貸付残高(100万ルピー), 期末	-	14,406	17,339	18,838	18,480	18,844

(注)年は会計年度(7/15-7/14)で、1989/1990は1990と表示した。
出所: Ministry of Finance(2000) HMG、およびIMF(2000)。

¹⁰ IMF(2000) p.22.

¹¹ World Bank(2000b) Vol. I, p.7-13.

¹² MOF(2000) p.184.

府財政支出の効率化により中央銀行依存を減少させることが、通貨増発によるインフレーションを回避させるための手段として重要である。同時に、制度的に財政の中央銀行への過度の依存を防ぐには、中央銀行の政府からの独立性を高めることが必要になる。また、援助への依存体質改善のためには、財政収入の増加、支出の効率化と同時に、援助のファンジビリティの問題に留意したドナー側の対応が肝要である。

財政収入の構造を見ると、1999年度で税収比率が77%であり、そのうち、最大のものが1998年に導入された付加価値税を含む間接税で40%を占め、続いて関税が33%、所得税と固定資産税が23%、残りが土地収入と土地家屋登録税となっている。所得税比率が低いのは、貧困人口が多い途上国の特徴である。貿易自由化のもとで、関税率の引き上げはありえないし、付加価値税の引き上げは、貧困人口にも大きな影響を及ぼす。所得水準の向上なくして、税制改革によってできることは多くない。したがって、当面の政策は、どうしても財政支出の効率化を中心とせざるを得ない。この他、成果が上がっていない公企業の民営化の促進も重要である。

3. 経済発展のための中長期的課題

これまで見てきたように、ネパール経済は農業中心の伝統的経済から近代的経済への過渡期にあり、貧困水準以下の人口が約4割を占め、人口ピラミッドは完全な末広りの形状を示し、これからも雇用問題が深刻化する。経済近代化のための制度面でのシステム整備は1990年代にほぼ一段落したものの、工業化の進展は遅々としている。また製造業においては、最終財および中間財供給元としてインドへの依存は高く、国際競争力をもつ産業は、カーペット、衣服、セメント、一部食品産業に限られている。現在の経済成長は、産業面では天候に左右されやすい農業、治安悪化の影響を受けやすい観光業、そして都市化と経済近代化に伴って伸びる金融、運輸・通信

などの第3次産業の伸長に大きく依存しており、資金面では援助と海外送金によって支えられていると単純化しても過言ではない。

このような状況の中で経済発展を考える場合、小規模の地域開発を主体とした貧困削減戦略の採用はトップダウンの開発効果が疑問視されている現在では当然のことであろうが、同時にマクロ経済の視点から中長期的経済発展の基礎作りを進める必要がある。ある意味で貧困の悪循環に陥っているネパール経済をすぐに発展させる妙案はなく、ともかくAPPの策定が示唆するように、農業の発展から始めるという標準的な開発戦略を主眼とするほかはない。農業所得が向上して余剰が発生すれば、国内市場の拡大が製造業を進展させ、税収も増大し、投資資金も出てくる。製造業の発展は、当面、補助的な役割と考えておいたほうが良いが、中長期的視点から見て、将来の製造業主導型発展の準備を怠るわけにはいかない。

ネパールの農業は、その生産性の低さで際立っている。また、表2-2でみたように、米生産の単位面積あたり収穫高も1990年代にはあまり改善が見られない。灌漑面積は、平野部（タライ）を中心に米の作付面積の約2%程度増加してきているが、化学肥料の投入量は1995年度以後むしろ減少している。この理由は、肥料補助金の撤廃や肥料供給体制の不備である¹³。農業投入財公社(Agricultural Input Corporation: AIC)の非効率が問題になってきたが、補助金の撤廃により1999年末には肥料供給の寡占体制は崩れた。引き続き、灌漑、農業投入財供給、技術革新の面からの農業の発展が重要課題であるが、90年代の海外援助を含めた農業発展のための諸政策にもかかわらず、なかなかその成果が現われていないという事実もある。この点を反省すれば、これまでのインフラ整備と技術普及を中心とした直接介入的アプローチに加えて、市場メカニズムの中で農民の工夫を誘導するような経済的・経営的視点からのアプローチを導入する必要がある。地域毎の自然条件に合った換金作物の開発とそのインドへの販売の成功例も伝え

¹³ IMF(2000) p.8.

られていることから、作物毎・地域毎に、近隣のインド生産者とのコスト比較、近隣のインド市場での需要調査など、市場メカニズムの観点からの政策形成のための本格的調査が必要と考えられる。

工業化の環境整備の面では引きつづき経済インフラの整備が必要である。1990年代後半に問題となった電力供給能力の不足は、新規の水力発電所の完成により近く解消する見込みであるが、将来の需要予測には正確を期す必要がある。道路と通信設備の整備も、国内統一マーケットを形成し、インド市場へのアクセスを容易にするという点で、引き続き重要である。

工業化政策は、インド市場との関連、世界市場との関連に分けて考える必要がある。近年、輸出が伸びているカーペットや衣服の輸出は世界市場向けであり、インド市場向けは農産品加工が多い。インド経済は、順調に成長しているため、インド市場への輸出可能性について、まず具体的に数量的な調査を行う必要がある。詳しい産業毎のネパールにおけるコスト構造をインドのコスト構造と比較し、供給面で潜在的比較優位をもつ産業を識別し、需要面では近隣のインド市場における需要調査によってニッチ産業的な戦略産業を明確にすることが必要である。世界市場への輸出については、カーペットのように原料の比較優位によるものと、衣服のように労働コスト面での比較優位を持ちそうな産業が戦略産業となる。今後、労働市場に多くの若年労働者が参入してくることを考えれば、雇用対策は急務であり、すべてをマーケットに任すわけにはいかない。同時に、国営企業の民営化方針に見られるように、政府による企業経営は効率の面で問題がある。とすれば、近年、滞っている海外直接投資を呼び水にせざるを得ない。海外直接投資が低調な原因は、政情不安と同時にソフト・ハードインフラ面での高コストがその原因であり、税制面だけではなく、さらに幅広いインセンティブが必要である。ただし、ネパール全域で実施するには財政負担が大きすぎるので、中国が沿海地域に公的な初期投資を行い、その後は市場メ

カニズムによって他地域への工業化の波及に成功したように、拠点方式が現実的と思われる。例えば、当面は赤字覚悟で、インドでの立地コストを下回るような工業団地を準備し、それを、モデルケースとしてネパールの企業家にとってはノウハウ、労働者にとっては熟練の吸収の場所とすることが考えられる。このような試みが成功すれば、マーケット・メカニズムによって、国内企業家の追随、関連産業の発展が漸次可能となる。

また、雇用拡大のためには、労働集約的な小規模および零細企業の育成も重要である。第8次計画期間では、1,000件の小規模製造業と25,000件の零細企業の登録目標に対し、あわせて43,250件の登録があり、既存企業の新たな登録も含まれているとは思われるが、雇用に一定の貢献をしていると考えられる。これら産業については、近くのマーケットへの流通経路の開拓など、地域の貧困削減計画の中で総合的に育成するのが適当であると思われる。

観光業の開発は、外貨稼得の面ではすでに重要な産業であり、今後も推進すべきである。

ネパールの場合、自然を対象とする観光資源、文化を対象とする観光資源、スポーツ・レジャーを対象とする観光資源に分けられる¹⁴が、90年代前半には観光客が増加したものの最近では頭打ち傾向にある。更なる発展のためには、治安の安定はいうまでもないことであるが、環境保護にも配慮しつつ、手を加えないもの、手を加えて見せるものなど観光開発のコンセプトと当面促進する観光のタイプを明確にし、それに応じたソフト・ハード面のインフラ整備および関連産業の育成が必要になる。特に、近隣からの観光を除けば、ネパールへ、そしてネパール国内での観光地へのアクセス時間の短縮対策が無ければ、大量のパッケージツアーを海外から受け入れることは難しい。この点でも、海外でのマーケット調査が基礎となる。

この他の課題としては、政府機構の効率化と財政の健全化、中長期の債務管理、環境保護と土地保全、人材育成などがある。

¹⁴ 国際協力事業団(1994)

参考文献

海外経済協力基金開発経済研究所(1997)『ネパール
経済発展への課題 債務負担能力を中心とし
て - 』東京.

国際協力事業団(1994)『ネパール王国観光セクター
プロジェクト形成調査報告書』東京.

CBS (Central Bureau of Statistics)(2000) *Statistical
Pocket Book Nepal 2000*. Kathmandu: HMG, NPC
Secretariat.

IMF(International Monetary Fund) (2000) *Nepal:
recent economic developments*. Washington, D.C.

MOF(Ministry of Finance) (2000) *Economic Survey
Fiscal Year 1999-2000*. Kathmandu: HMG.

NPC(National Planning Commission) (1998) *The
Ninth Plan (1997-2002)*. Kathmandu: HMG.

World Bank (2000a) *Country Assistance Strategy:
Nepal 2000 economic update*. Washington, D.C.

- (2000b) *Nepal Public Expenditure Review*.
Washington, D.C.

第3章 文化・社会・言語・宗教

1. ネパールの文化と社会：概観

石井 溥・名和 克郎

1-1 地域、言語、宗教

ネパールの生活空間は高度差・文化差により大きく3つに分けられる。南部の平野（タライ：200～300m以下、内タライは数百メートルまで）約2500m以上のチベット文化圏、その中間の山地部である。南部平野はガンジス平原の続きでインド的、ヒンドゥー教的色彩が強いが、近年ではネパール政府の移住政策により山地部からの人口も増えている。中間の山地部は最もネパールらしい地域で、その低部（稲作上限である約1800m以下）を中心に山地のヒンドゥー教徒〔バルバテ（山地）・ヒンドゥー〕が居住し、高部にはチベット・ビルマ語系の諸民族が住んできた。後者は、家畜飼育を伴う畑作を主生業とし、ある程度ヒンドゥー化、仏教化された多様な民俗信仰をもつ。山地ヒンドゥーもやはり家畜飼育を伴う農業を主とするが、より稲作指向が強い。チベット文化圏は、チベット語とチベット仏教地域で、人々は畑作農業と牧畜、交易に主に携わってきた。ただ、チベット系人口はネパール国内ではごく少ない（1991年：約12万人）¹。

ネパールでは全体として近年、人口流動性は高まっているが、未だ高度による民族／カーストの住み分けはかなりの程度みてとれる。人口面では、移住もあるため、現在では中間山地とタライがほぼ拮抗している（1991年：各800～900万人）。

言語面では、タライのインド系住民および山地ヒンドゥーはインド・ヨーロッパ語系の言葉をもつ。前者は東から、マイティリー、ボジュプリー、アワディーに分けられ、言語人口は合計400万人程度である。山地ヒンドゥーの母語はネパール語で、今日ネパールの国語・公用語となっている。高地、中間山地高部の

人々の言葉はチベット・ビルマ語系に属す。現在、これらの言葉を母語とする人々がネパール語を共通語として話すのはごく普通である。上記以外の系統の言葉もネパールには存在するが、その話者はごく少ない。

1-2 民族とカースト

現代ネパールの中核をなす人口は山地ヒンドゥーである。彼らは、政治・軍勢力をもって東漸し、18世紀にはカトマンドゥを征服し、今日に続くネパール王国を作った。人口はほぼ750万（1991年）で他のグループを遙かにしのいでいる。彼らはカースト社会をもち、その主なカーストはパフン（ブラーマン「ヒンドゥー教司祭」）、チェットリ（「武士」）、カミ（「鍛冶屋」）、サルキ（「皮職人」）、ダマイ（「仕立屋」）、ガイネ（「音楽師」）などである。（かぎカッコ内は、カースト的職業であるが、そのカーストの人が皆それに従事しているわけではない。）

チベット・ビルマ語系の諸言語を母語とする民族では、民族名と言語名が一致するケースが多い。彼らは、東部から中部の山地の高い部分を中心に主に分布し西部になると少なくなる。主なグループは（東からあげると）リンブー、ライ、タマン、ネワール、グルン、マガル等である。人口は多くとも100万台で、（ここには名前を挙げないが）1万人以下の例も少なくない。また、これらの人々には（マガルなどで顕著であるが）母語を忘れ、ネパール語を第一言語とする人口も少なくない。チベット系民族としては、登山・トレッキングで知られたシェルパやドルポの住民その他がある。

チベット・ビルマ語系の民族の中で、カトマンドゥを故地とするネワールは、唯一、都市文明を（古くから）もち、また、ヒンドゥー教、仏教を併存させ、カースト制ももってきた。18世紀中葉以前のネパール史は、カトマンドゥ盆地を中心とする歴史であり、ネワ

²¹ 1991年のネパールの人口データは、CBS（1993）による（以下同様）。

ールという民族は其中で形成されてきた。

タライの北インド系ヒンドゥー教徒のカーストも数多く、その種類はビハール州、ウッタル・プラデーシュ州など、北インド一帯と共通する。ただネパールにはインドのような留保制度はなく、下位カーストの生活条件は相対的に厳しい。

上記のようにカーストをもつ人口は多いが、ネパールは、それ以外の、元来カースト的でなかった人々をもカースト的体制の中に組み込んだという歴史をもつ。それは19世紀中葉に明確に法制化されるが、山地ヒンドゥーによる他民族の征服を主要因とするものである。すなわち、彼らはインドの古典的な統治原理に則り、カースト制を国家統治の根幹に置き、全ての国民をカースト（「ジャート」²）として位置づける方策をとったのである。その位置づけには、山地ヒンドゥーのカーストのあり方が大きく影響している。彼らのカーストには、インドならみられる中間の地位の職人諸カーストが大幅に欠落しているが、その位置にマガル、グルン等かなりの山地の民族が位置づけられたのである。これは、インドでの指定部族の低い位置づけとは大きく異なる点であり、マガル、グルン等が、山地ヒンドゥーの征服事業の早い段階から傘下に入って協力したことと関係する。このようなことを背景として、今でも軍隊や警察にはチェットリ（山地ヒンドゥー）と並んで、これらの民族（「カースト」）の人がかなりみられる。ネパールの場合には、法制上は、その諸カーストが様々なところに位置づけられる形となったが、実際には別のカースト・システムを形成してきた。タライ諸カーストの山地ヒンドゥー体制の下での位置づけは曖昧で、山地のシステムと並立的であったといえよう。

このように、近世ネパール王国は、三様のカースト社会と元来カーストとは無関係の人々を束ねるのにカースト制を利用したが、1951年と1990年の二次にわたる「民主化」（第一次は挫折）を経た現ネパール王国は、1962年憲法でも1990年憲法でもカーストによる差別を禁止している。しかし後にも触れるが、それは必ずしも徹底していない。

1 - 3 多様性と統一性

現在のネパールの領土に住んでいた人々が、かつて互いに孤立した生活を営んでいた訳ではない。人々は、例えば交易や巡礼を通じて互いに網目状に関係を取り結んでいた。だが、ネパールの国境は基本的に19世紀に当時の国際的力関係によって決定されたものである。そこに、多様な人々をいかに一つの国家のもとに統合するかという問題が浮上する。

19世紀中葉から約100年間、ネパールでは全国に統一的なカーストの枠組をもとにした統治が行われた。全国的な役人の移動や行政におけるネパール語の使用はあったが、ネパールの全住民に近代的な国民意識を植え付ける試みは皆無に近かった。国王を中心とした国民統合の時期と捉えられる1962年から1990年には、カーストによる公的な場での差別が禁止される一方、ネパールがヒンドゥー教国であることが強調され、ネパール語を全国民に広めるべく様々な試みが行われた。その中で、ネパールの歴史は多様な起源を持つ人々が出会い混じり合う歴史であり、その全体がやがて一つのネパール国民を形成するというビジョンが喧伝された。そこで想定されたネパール国民は、ネパール語を話すヒンドゥー教徒であった。

こうした急速な国民統合の動きは1990年の民主化で頓挫した。多民族性、多言語性が憲法上認められ、ネパール語を母語とせず、あるいは非ヒンドゥー教徒である人々が、多様な文化的主張を展開することになった。ただ、そうした多様な人々の存在が明確化し、その文化的自己主張が行われるようになってからも、ネパールという国家の枠組の存在自体を否定する議論は極めて少ない。この点で、ネパールの国民統合の試みは半ば以上成功したと言えるかもしれない。ネパールという国家の存在は人々のほぼ共通の前提となっており、また公用語としてのネパール語も相当程度普及したが、民主化以降の時代に対応する新たなネパール国民についての明確な像は未だ存在しておらず、人々の多様な社会的文化的主張が混在している。ネパールの国民統合をめぐる現状は以上のようにまとめられよう。

² カーストは一般的に定義すれば、「しばしば特定の職業と関連づけられ、相互に上下づけられた身分範疇」といえよう。一方、民族の場合、職業、序列は必要条件ではない。しかし、19世紀ネパールでは、特定の職業に限定されてはならず他のグループと上下関係にもない「民族」が「ジャート」として、元来からの「カースト」（＝ジャート）と同じシステムの中に組み入れられた。「ジャート」の中には「カースト」とともに「民族」も含まれるようになったのである。「ジャート」の語は本来、意味内容の柔軟性をもっていたと考えられるが、ここではそれが広く適用されたのである。

2. 現代ネパールにおける文化・社会

2-1 経済・社会状況と地域・民族

近代ネパールにおいてエリート層の中核を占めてきたのがネパール語を母語とする山地ヒンドゥーの高カーストの成員であり、次いで一部ネワールの高カーストの成員であったことはよく指摘される。だが、現代のネパールで経済的成功を収めた人々は、必ずしもこうした人々に限られる訳ではない。カーストを持たないチベット・ビルマ語系の幾つかの民族の成員の中には、起業家として経済的成功を収めた者が数多く存在する。例えば、伝統的に交易を主生業の一つとしてきたタカリーやニシャンテ（マナン地方の住民）、グルカ兵を多く出してきたグルンやマガル、ヒマラヤ登山で活躍したシェルパなどは、それぞれのやり方で得られた富を新たなビジネスや子供の教育に投資し、ネパールのプライベート・セクターの重要な担い手となる人々を輩出した。ただし、これら諸民族の成員全てが裕福な訳でも、全てのチベット・ビルマ語系民族が同様の経済的成功を収めている訳でもない。その他、チベット難民の中には絨毯製造業等でかなりの成功を収めたものもあり、またインド系の人々の中でもマールワリーなどは、様々なビジネスを通じてネパール経済界で極めて重要な役割を担っている。

他方、山地ヒンドゥーの高カーストの人々の大半は、実は村に住む農民であり、必ずしも経済的に恵まれているとは限らない。ただし、様々なカーストや民族が混在する村において、政治的役職に就き、あるいは多くの土地を持ち、金貸しを営むなど経済的にも豊かな人の多くが高カーストの成員であったこともまた確かである。対して、山地ヒンドゥー低カーストの人々は、現在に至るまで政治の場への進出が極端に少なく、経済的にも苦しい状況にある人の割合が高い。ネパール国内の他のカースト社会の低カーストについても、ネワールの掃除を伝統的職業とするカーストの成員が役所の清掃に雇用されるといった例もないではないが、状況は基本的に同様である。

2-2 現代ネパールにおける三つの対立軸

1990年以降における多民族国家ネパールにおける主要な文化的・社会的対立軸をごくおおざっぱにまとめると、次の三つになる。

(1) ヒンドゥー教徒対ジャナジャーティ

ヒンドゥー国家を標榜するネパールにおいて、伝統的にカースト的なヒンドゥー社会の外部にいた人々の存在は微妙な問題である。こうした人々の間では、1990年以前にはヒンドゥー的な規範に合わせて自らの文化と社会を変えていこうとする「ヒンドゥー化」の動きも存在したが、殊に民主化運動以降、画一的な国民統合に反対し、社会的文化的多様性を認めよという要求が強まっている。こうした文脈で、山地やタライのヒンドゥー諸カースト以外の人々が、自分たちのことを指して用いる用語が「ジャナジャーティ」である（英語ではNationalitiesの語があてられる）。この語は通常、所謂「アーリア系」のヒンドゥー教徒、とりわけ山地ヒンドゥーに対立するものとして用いられている。ただし、ジャナジャーティの主要な一翼を担うネワールの人々はチベット・ビルマ語系の言語を話す独自のカースト制度を保持しその過半はヒンドゥーである点など、この用語に曖昧さが無い訳ではない。

(2) 高カースト対低カースト

ネパール各地のヒンドゥー人口の内部は決して均質ではない。日常的な相互行為から食事、寺院への出入り、婚姻に至るまで、カースト的な社会慣行が現在でも広く行われているからだ。だが、こうした慣習的に行われてきた行為や規制の多くは、人権や平等といった概念とは著しく不整合なものである。他方一部高カーストの視点からは、従来自分たちとは異なる社会的領域に存在した低カーストの人々が自分たちと同じ資格で様々な場に参画することが、自明の秩序の浸食として否定的に捉えられてきた。加えて、傾向としては高カーストの人々の方が低カーストよりも経済的に豊かだという問題がある。こうしたことから、高カーストと低カーストの間に様々な場面で対立が生じるこ

ととなった。対立はまず、特に学校のような公的な場において表面化し、場合によっては従来の儀礼的役割自体の問い直しにまで進む。もう一つ付け加えておくべきは、従来カーストを持たない人々とされてきた山地部のチベットビルマ語系の諸民族の間で、低カーストの人々との共食を拒否し、家に招き入れない等の行為がかなり広く行われていることである。

(3) 山地対タライ

ネパールの山地に住む人々は、タライに住む人々、とりわけインドの隣接地域と文化的に連続しているタライのカースト人口を、本来のネパール人ではないものと見る傾向がある。これらの人々は一括してネパール語で「マデシ」(平野の人々)と呼ばれるが、この語には最近インドからやってきたよそ者という含意がある。確かにそうした移住者がいないわけではない。だが、ネパールとインドの間に明確な国境線が引かれる前から、現ネパール領のタライにこうした人々の祖先が住んでいたことは間違いない。タライの住民達は、平等な扱いを求めて山地の人々に対して声を上げている。だが、タライの人々も、三つの言語と多様なカーストからなるヒンドゥー人口と、カースト的社會構造を持たない諸民族とに分かれており、政治的にも経済的にも文化的にも内部が一枚岩であるとは全く言えない。

以上の対立は、複雑な形で相互に関係するものである。例えばヒンディー語の使用運動はチベット・ビルマ語系諸民族や山地ヒンドゥーの低カーストには利益にならず、ネパール語に対する反対は山地ヒンドゥー低カーストの利益に反し、ヒンドゥー教に対する反対はタライの住民の多くや山地ヒンドゥーの低カーストに対する攻撃ともなってしまう。例えば、ジャナジャータの運動を糾合したネパール・ジャナジャータ・マハサंगाが、山地ヒンドゥーの低カーストとの連帯を、彼らがヒンドゥー教徒だという理由で拒否したことが報告されている。

ネパールにおける社会・文化的な対立には、以上に加えジェンダーや教育、経済状況の問題が複雑に絡み

あっている。特定の人々の権利擁護を主張している人間が、当該の人々の中で如何なる位置を占めているかといった点にも、注意を向ける必要がある。マオイストの問題についても、経済的な問題に加えて、こうした複雑な対立軸との関わりが今後検討されるべきであろう。

2 - 3 新憲法下における文化的社会的主張の顕在化と政府の対応

1990年の「民主化」に至る運動の中で、30年にわたってパンチャヤト制下で試みられてきた、王権、ヒンドゥー教、ネパール語による国民統合に対する反発が顕在化した。必ずしもヒンドゥーではない文化的伝統に属し、あるいはネパール語を伝統的母語としない人々の間から、自らの言語や文化を尊重せよという要求が噴出したのである。そうした声はネパール憲法の制定過程にも影響を与え、結果として1990年憲法の条文に反映することとなった。同憲法は、ネパールを多民族、多言語のヒンドゥー王国と位置づけ、言語に関しては、デーヴァナーガリー文字によるネパール語を *rastra bhasa* 国語とする一方、ネパールの様々な地域で母語として話されている言葉は *rastriyā bhasa* 国民語であると規定している。多民族性を認めつつヒンドゥー教を国教とし、国語と国民語という不明瞭な区別を導入した新憲法は、従来の国民統合の方向性と、多民族性、多言語性を擁護する立場との妥協の産物であった。

民主化後10年にわたり、ネパールのジャナジャータの多くは自らの組織を作って文化・社会面での活動を行っている。またネパールのジャナジャータの連合組織であるネパール・ジャナジャータ・マハサंगाも結成され、現在に至るまで活発に活動を続けている。ジャナジャータ関連の出版活動も盛んであり、雑誌や本、パンフレットなどが刊行され続けている。ただし、従来豊かな文字伝統を持っていたネワールや、限定された形ではあるが独自の文字を有していたリンブーを除くと、そうした出版物はネパール語で書かれていることが多い。またジャナジャータの運動が、都市の高教育を受けた人々を中心に行われてきたこと

も指摘されている。

新憲法は、行政側の対応をも生み出した。例えばヒンディー語や、ネパール語をはじめ幾つかの「国民語」によるラジオのニュース放送は1990年代前半に開始あるいは再開された。また1994年には「国民語政策提言委員会」の答申が教育文化社会福祉省に提出されるなど、国民語の扱いについての議論も行われている。第9次五カ年計画においては、教育と文化の文化の部分に独立の節が当てられ、ネパールの文化的多様性を意識した記述が拡充された。ただし、こうした動きに対しては当然反対もある。例えば、ヒンドゥー文明圏における古典語たるサンスクリット語の重視を主張する一連の動きには、国民語の公的な場への登場への対抗という意味合いを見て取ることが出来る。

さらに本格的にネパールの多民族性に対処する組織として、地域開発省の下にジャナジャーツーティ開発国民委員会が1997年に設立された。この委員会は、多民族国家という憲法の規定に基づき、ネパールのジャナジャーツーティを定義し、それぞれのジャナジャーツーティの伝統的な文化や言語を記録し、その発展に向けた様々な支援のパイプ役となるべく設立されたものであり、2000年8月までに61の民族をリストアップしている。

ここで問題なのは、ジャナジャーツーティなる語の定義である。委員会は、「自分たちの母語と伝統的慣習を有するが、4ヴァルナのヒンドゥーのヴァルナ体系の中に入っていない人々」という規定を採用し、さらに「伝統的な言語、宗教、慣習がある」「伝統的な社会的紐帯が平等性に基づいている」「その集団が近代ネパールで政治や国家運営に中心的な役割を果たしていない」といった項を加えている。これらは明らかに、ヒンドゥーの人々、とりわけ従来ネパールの政治の中心にいたネパール語を母語とするヒンドゥー高カーストとは異なるものとして、ジャナジャーツーティを定義したものである。この委員会の議論が国政への強い影響力を持っている訳ではないが、こうした反ヒンドゥー的な議論が政府傘下の役所で行われていることは興味深い。

2 - 4 現代世界の中のネパールの文化と社会

この項の最後に、現代ネパールの人々と外部の世界との決して単純とは言えないつながりを示すために、二つの点を指摘しておく。

20世紀後半以来、「開発」の語はネパールの公定スローガンとして、学校や放送を通じて流布されてきた。同時に、諸外国がネパールの開発のために大量の資金等を援助し、時にそれが自らの生活に恩恵を及ぼすことも、既に一般の人々の間に広く知られている。「我々は世界で最も開発されていない国だ」という言い方は、ネパールの村々を歩いてよく耳にする定型的な言い回しである。だが、ネパールの人々が持つ開発のイメージが、援助する側と同じである保証はない。西洋の開発をめぐる議論で強調されることの多い住民自身の「参加」という考え方と、外部からやってくるもの、行動様式の変化よりは新たな建物や設備の導入という含意を持つネパール語の**bikas**（開発）という語の近年の用法との間には明らかな齟齬があるという指摘もある。こうした状況では、援助担当者に対して村人達が自らの低開発と貧困を強調する戦略を採ることは、十分に考えられることである。

他方、カトマンドゥなど都市においては、消費文化とその担い手たる中間層が形成されつつある。そうした人々は、「あいつはソニーのテレビを持っているのに自分は」といった差異に基づく不安の感覚から、消費財の購入や儀礼への投資を通して、敗者はいるが最終的な勝者はいない競争に身を委ねている。この競争は従来のカーストに基づく序列とは直接的関係を持たないが、競争に破れた側は敗北をカースト意識と結びつけて説明することがある。またこうした消費文化の存在は、ネパールの農村部にもかなり広く知れ渡っている。ネパールの農村における貧困問題のある部分は、絶対的貧困ではなく、「地位の悲惨」の問題である。

3. 文化・社会分野における開発課題

開発との関連で文化・社会を考える場合、克服すべき側面と、振興すべき側面の2面に分けて考えることができるだろう。

3-1 克服すべき側面

現ネパール憲法の第11条、12条は平等と自由を標榜している。しかしこれは限定を伴い、不徹底な面をもつ。例えば、カースト差別は禁止されているが、カースト自体の廃止は謳われていない。また上述のように、カーストにまつわる問題は未だにみられる。法は職業選択の自由を述べるが、従来の文化・社会構造の枠はある程度残り、それに応じた行動や判断もみられる。これは人材の流動性や個人の可能性の発揮を阻害する要因となるが、同様なことはジェンダーについても指摘できる。いずれも(地域差を含むが)改善を要する大きな課題であり、そのひとつの突破口はやはり教育であろうと考えられる。

人の可能性の発揮に関わる面として、勤労に対する観念の問題がある。ネパールを象徴する図柄として、重い荷物を担ぐポーターを思い浮かべる人は少なくないだろう。しかし、その勤労の姿が人々の価値観になるかといえ、逆方向でつながるといわざるをえない。汗水垂らして行う仕事は乗り越えるべきもので、乗り越えた後はやらない方が良いと捉えられている面が強いのである。尊ばれるのは勤労より地位であり、しかも両者は対極に位置づけられている。

このような中で、決定・計画に関わる地位にある人々の判断は、現場から紡ぎ出さず、既存の理論や概念を並べる結果、往々にして現実から遊離してしまう。似たことは一般にもみられ、起こっていないことを想像すること(シミュレーション)が苦手な人は多い。学校教育が進んでもこの傾向は依然みられるが、丸暗記でなく、創造(想像)性を高めるような教育の質の改善も求められる。

その他、統治の改善にも関わる、身びいき、コネの多用、賄賂の横行などの問題も文化・社会のあり方と

密接に結びついている。それだけに克服は容易ではなく、意識、社会構造、法など様々な面から考えられなければならない。

3-2 「国内の文化的多様性に根ざしたネパール文化の振興・創出」

憲法第4条は国家规定で、ネパールを多民族的、多言語的、民主的(・・・)王国としている。またそれを受けて、第18条は、国内の各社会集団が自らの言語、文字、文化を保存し奨励する権利を認めている。この潮流を背景に、様々な集団において、文化振興、集団意識高揚の運動が進んでいる。この動きはジャナジャータに多くみられるが、その場合でも民族が一枚岩にまとまっているとは限らない。政府の関与は少ないが、ローヤル・ネパール・アカデミーでは、文学、言語、歴史、芸能などの専門家を会員として擁し、それらの振興事業も行っている。(なお、これらの運動とNGOの関連についてはさらに調査を要する。)

文化と関係する援助の例として、ドイツによるバクタプル保存プロジェクトやユネスコによるカトマンドゥ盆地の寺院等の世界遺産指定と(政府と協力しての)修復、フランスによるバナウティ(カトマンドゥ盆地東方のネワールの町)の寺院等の修復、日本工業大学・文化庁によるパタンの僧院の修復、トヨタ財団による古典ネワール語辞書などへの助成、あるいはドイツのネパール研究センターの古文書保存プロジェクトなどが挙げられる。

これらはカトマンドゥ盆地の有形のものであるが、全国規模で、いわゆる無形文化財を発掘し、保存・振興していく動きは少ない。諸民族の文化運動を把握し、相互交流を奨励しつつ、優れた文化(文学、演劇、芸能、技術等々を含む)を保護・振興する何らかの手段を講じ、また、それらの保持者に人間国宝への指定などの形で物心両面の支援を行うことは、文化政策の面で大いに必要であろう。多様性の併存の中から、ネパール的といえるような文化が結晶してることが望まれる。

3-3 民族語と国語（ネパール語）の普及・振興

現ネパール憲法は、第6条でネパール語を国語とするとともに、ネパール各地で母語として話される言語をネパールの「国民語」として正式に位置づけている。そして第18条2項で、各社会集団に母語で初等教育を行う権利を与えている。

このような憲法の規定はあるが、実際に母語で初等教育を行える言語集団はごく限られる。自らの言語を文字で記す伝統をもった言語は、ネパール語、ネワール語、チベット語、タライのインド系諸言語、（限られた形ではあるが）リンブー語のみである。他の言語の場合、母語を使うとしても、口頭のみに限られることになる。そこから一歩進んで「民族語」の表記法を作ろうとする場合、そこにはいくつもの問題が存在する。様々な方言がある中で標準語をどう設定するか、使用文字、表記法をどうするかは共通の問題である。

一方、ネパール語および英語が圧倒的に優勢な中で、「民族語」の標準化を含めた振興がどこまで可能かは慎重に計られなければならない。ネパール語を母語とする山地ヒンドゥー教徒が作り上げた近世・現代ネパールにおいて、ネパール語は、あらゆる面で浸透しており、官公庁、教育、放送等で、あるいは民族間の共通語として不可欠のものとなっている。そしてネパール語を母語としない人々が、意図的、非意図的に、母語を捨ててネパール語を取り入れるのも珍しくないのである。そのような中、一方で、民主化の流れを受けた民族語振興の動きがあるわけであるが、それらと、人々の実際の生活上の言語の選択とはかなり微妙な関係にある。

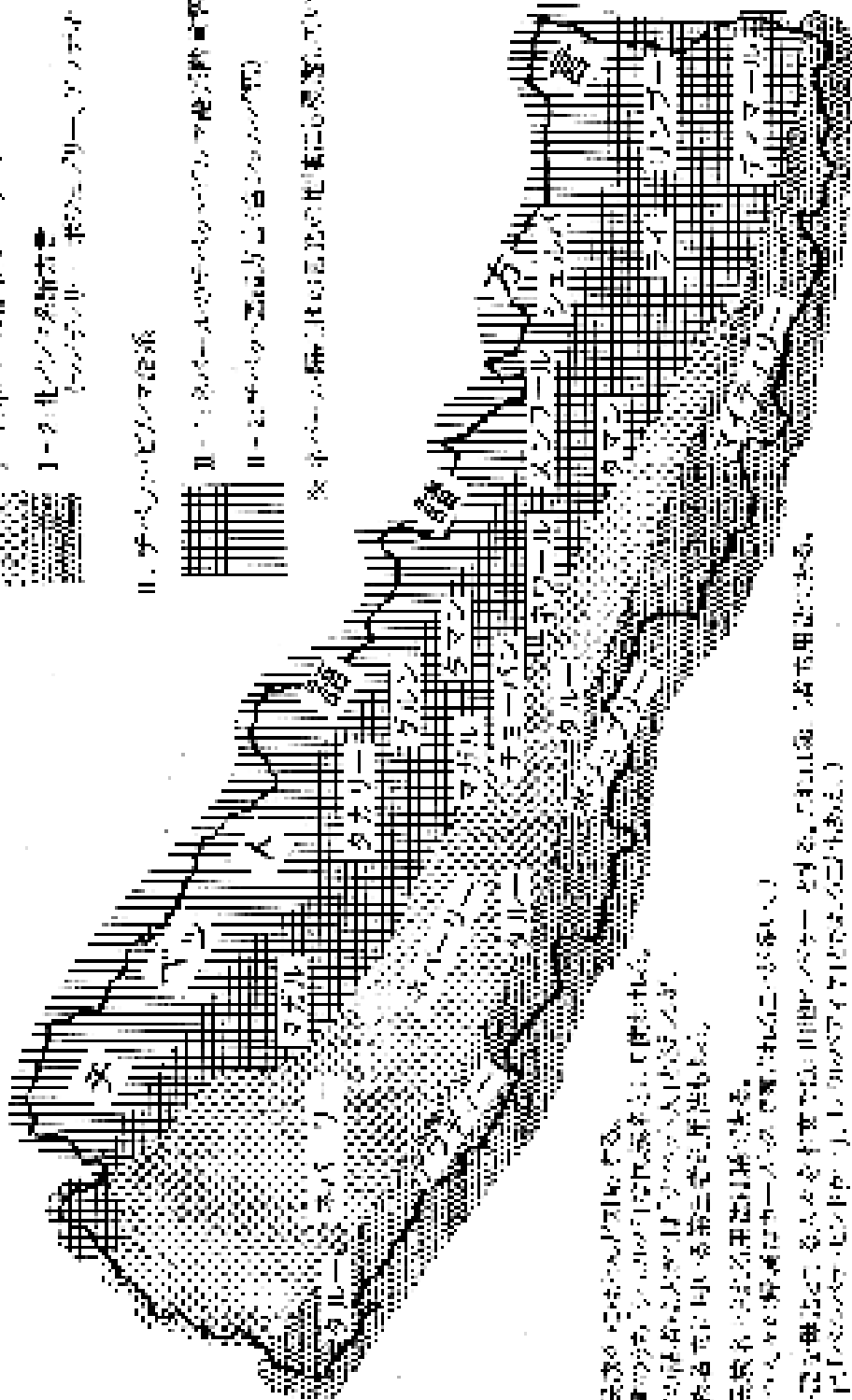
理想的な目標は、「民族語」と国語ネパール語のバイリンガル、あるいは英語も含めたトライリンガルな言語使用であろう。しかし教育の普及が未だ充分でなく、基礎的な教材、教授方法の開発・整備も更に求められる段階で、言語・文字に関わる方策として何が現実的であるかは、各言語のあり方に依じて判断する必要がある。

図3-1 ネパールの代表的言語(民族)の分布

1. 主要言語の分布

- 1-1. 南ネパールの低地(マラー)
- 1-2. 北ネパールの高地方(ネパールの主要民族マラー、ネパールの)
- 2. 主要言語の分布
- 2-1. 南ネパールの低地(マラー)
- 2-2. 北ネパールの高地方(ネパールの)

※ネパールの隣国に接する地域の国境にも表示されている。



民族

- 1. 南ネパールの低地(マラー)
- 2. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 3. 南ネパールの低地(マラー)
- 4. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 5. 南ネパールの低地(マラー)
- 6. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 7. 南ネパールの低地(マラー)
- 8. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 9. 南ネパールの低地(マラー)
- 10. 北ネパールの高地方(ネパールの)

宗教

- 1. 南ネパールの低地(マラー)
- 2. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 3. 南ネパールの低地(マラー)
- 4. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 5. 南ネパールの低地(マラー)
- 6. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 7. 南ネパールの低地(マラー)
- 8. 北ネパールの高地方(ネパールの)
- 9. 南ネパールの低地(マラー)
- 10. 北ネパールの高地方(ネパールの)

4. ジェンダー

梅村 尚美

4-1 ジェンダーの視点から見たネパールの状況

UNDP（国連開発計画）の「人間開発報告書2000年版」によるとネパールの人間開発指数は174カ国中144位、ジェンダー開発指数（GDI）は143カ国中119位と、社会における人々の状況は世界の中ではかなり後方に位置している。南アジアにおいてもいずれの指標ともバングラデシュに次いで低い数字となっている。ネパール社会においては、宗教、社会構造、そして自然環境などの要因が多重的にジェンダー関係に影響を与えた結果、女性に不利益をもたらす格差の存在が浮き上がってくる。

人口の約85%がヒンドゥー教を信仰するネパールでは社会的規範としてヒンドゥーの教えが人々の生活全般に大きく影響を与えた。多民族、多文化国家であり実に多様ではあるが、一般的にタライや山間地の比較的低い部分に多く居住するインド・アリア系の女性は伝統的に差別や制約を受けていて、東部、中部より中西部、極西部の方がより顕著であると言われている。一方山間地のより高い部分に多くみられるチベット・ビルマ系の人々はその流動性、結婚の際の選択肢、賃金を得る機会といった点においてインド・アリア系の人々と比べれば制約が少ないと考えられている。

農村の生活は、厳しい自然環境の中、教育、保健衛生、農業普及などの公共サービスや電気、水道などのインフラ整備もなかなか進まず、都市部と比べると劣悪な環境にある。日常生活において女性は急斜面を往来しなくてはならない農作業、水の確保、生活物資の入手など、時間的にも肉体的にも負担がかかり常に労働加重の状態である。現金収入はもっぱら出稼ぎ者の仕送りや年金に依存している。女性の途中退学や非識字率も高く、村の開発を進める上で影響を及ぼしている。衛生環境も整っていない上に、村に医師の駐在する診療所があることは少ない。

下記の表3-1に示したとおり、1990年と1998年を基本データで比較してみると、健康や教育の項目では男女

とも改善されてきたことがわかるが、依然として男女間の格差があることを物語っている。社会的な要因によって女性の加重労働や栄養不足がおこり、保健医療、教育・訓練、技術などへのアクセスが阻害されてきた様子が容易に想像できる。

ネパール経済は農業をバックボーンとしていて、その重要な部分を女性が担っている。農業の女性化といわれるように、農村人口は男性の出稼ぎによる人口流失により、かなり女性の人口が多く、また一方で女性世帯主も増加傾向にある。ネパールのGDPの4割を農業セクターが占め、その6割以上が女性の労働によってまかなわれていると推測される。また雇用に関しては87%が農業従事者であるが、女性の労働のほとんどはインフォーマルセクターにおけるものと伝統的な自家消費生産活動である。この状況は格差を助長しており、社会的弱者の状態である女性がさらに窮乏するという貧困の女性化という悪循環を招いていると指摘されている¹。

女性の意思決定機能への進出は国会議員数において2000年5月時点においては上院60名中9名(15%)、下院205名中12名(5.85%)であり、その他公務員も特別職は75ポスト中2名と低い数字を示している。地方自治には若干の進展がみられ、1997年施行(正式施行は1999

表3-1 ネパールにおけるジェンダー基本データ比較

項目	1990年a	1998年b	
出生時平均寿命(年)	女性	53	57.6
	男性	54	58.1
妊産婦死亡率(出生10万対)	*1,500	**540	
乳児死亡率(出生千対)	101	72	
5歳未満幼児死亡率(出生千対)	138	100	
成人識字率(15歳以上%)	女性	12.5	21.7
	男性	38.7	56.9
初・中・高等教育合計就学率(%)	女性	41.4	49
	男性	68.4	69
1人当たり実質GDP (PPP\$)	女性	-	783
	男性	-	1,521

*UNICEF, WHOによる評価値(報告値は830)

**ネパール政府報告値

出所: a:UNDP(1996), b:UNDP(2000)

¹ Didi Bahini (2000)

年)の地方自治条例(Local Self-Governance Act)によって、女性委員の割り当てを規定したので約4万人の女性が地方自治に参画するようになった²。

ジェンダーイシューの中で特に整備の遅れているのが女性の権利や、女性の人権確保の領域であろう。女性に対する差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women: CEDAW)は1991年に批准済みであり、1992年の新憲法では性別やカーストに関係なくすべての国民が平等で、基本的な権利を有するとしているものの、実際には1963年制定の民法にみられる相続権や離婚など多数の不平等な条項が残っている。また女性に対する暴力(レイプ、児童婚、重婚など)も深刻であり、女兒・女性の人身売買が1999年には78件118名との報告がある³。

以上のように女性は生活の中で重要な役割を果たしているにもかかわらず、長い間社会に認識されず、それが正当に評価されないばかりか、平等・公正に扱われてこなかったのである。今なお、ネパールの発展にはジェンダーの関係性の改善や女性が直面する状況の改善を促進することが欠かせない状況にある。

4 - 2 ジェンダーに関する取り組み

(1) ネパールにおけるジェンダーに関する開発政策

ジェンダーに関する政策は、第6次五ヵ年計画以降ネパール政府の国家開発計画にみられるようになった。第9次五ヵ年計画では女性の開発とエンパワーメントを主要セクターの1つとして捉え、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントを通して開発の主流に女性を統合していくと明示している。その具体策は男女の社会経済格差是正や女性への暴力の防止と予防のための法律や政策の見直し、女性の健康、教育へのアクセスの強化、就業や起業活動のためのトレーニングの実施とクレジットやローンへのアクセス拡大等11点が示されている。実施戦略は 国家開発の主流に女性が関わっていくこと、ジェンダーの不平等の除去、女性のエンパワーメントの3点を核とし、ネパールの国内行動計画(National Plan of Action: NPA)に沿っ

たプログラムを実施していくとしている。

(2) 政府の取り組み

2000年8月に省庁の組織改革が行われたばかりで、現在も大変流動的ではあるが、女性児童社会福祉省(Ministry of Women, Children and Social Welfare)が女性やジェンダー問題に関して政策を立案し、関係省庁、援助機関、関係団体との連携と調整を行い、モニタリングと評価を行うナショナルマシナリーとして位置付けられている。しかしながら、組織自体が脆弱であり、設立からわずか5年の新しい省庁は、職務権限も不十分であり他省庁との調整が容易でないこと、予算措置が不十分であること、度重なる人事異動に加え職員不足であることなど問題が山積している。そのような中で法的には女性児童社会福祉省から独立した地位と権限を有し、同省を補完する機能をもつネパール国内女性委員会(Independent National Women's Commission)を設立しようという動きがあり、同省主導のもと有識者やNGO関係者と草案作成中である。

さらに女性児童社会福祉省傘下の女性開発部(Department of Women Development: DWD)がジェンダー関連事業実施部局として事業を行っている。具体的な事業には1982年からUNICEFの援助を受けて実施している「女性生業資金融資事業(Production Credit for Rural Women Project: PCRW)」や2000年より開始した「女性のエンパワーメント所得向上プログラム(ジャグリティ・プログラム)」がある。両事業とも女性の組織化、識字教室、小額融資事業を含むパッケージプログラムによって女性の経済的エンパワーメントを目指しているのが特徴である。

各セクターにおけるジェンダーの取り組みは、21省庁中の5省庁(農業省、教育省、労働省、水資源省、内務省警察庁)が女性課を置いて対応している。女性課を設置していない省庁を含め、多くの場合ドナーの協力を得て、具体的なプログラムを実施している。

(3) 主要なドナーの援助プロジェクト

ネパールの現状において貧困削減を実現していく上

² FWLD (2000)

³ INSEC (2000) p.241.

⁴ 1995年に北京で開催された「第4回世界女性会議」を受け、1997年に策定された国レベルの実施計画。2000年6月ニューヨークで開催された「女性2000年会議」ではその実施状況が報告された。

でジェンダーイシューへの取り組みが不可欠であるというのはドナー共通の認識であり、ジェンダー政策として明確さに差はあるものの、ジェンダーに配慮したプロジェクトを実施している。一方で、現場レベルでは活動地域や活動の重複、モニタリングの曖昧さなどから混乱を来しているとの指摘もあり、これまでの取り組みの評価を実施し、より一層効果的な援助を実施していこうという動きがある⁵。

ドナーの援助は政府と住民の双方向へ行われており、手法もドナーの直轄方式⁶とINGOやNGOへの委託方式がとられている。住民に対するアプローチは従来教育や保健といった社会的サービスの提供が多かったが、包括的なアプローチに移行しつつある。

政府に対するドナー直轄の援助としては、UNDPの「ジェンダー・メインストリーミング支援プロジェクト(Mainstreaming Gender Equity Programme)」がある。女性児童福祉省に対し1998年より4年間の予定で実施中である。国内の専門家を配置し、組織強化の目的をもちつつ、政策実施支援、リーダーシップの促進、ジェンダーに関する統計の整備、ネパール政府内の女性職員の拡充、各セクターへのジェンダーの主流化を実施している。

NGOに委託し住民に対し包括的アプローチで行う援助としてはIDA(International Development Association)の「村落水道供給プロジェクト(Rural Water Supply and Sanitation Project)」が好例である。1997年より実施中であるが、水道設備の供給を軸に公衆衛生教育、識字教育、女性の労働の軽減を配慮したプロジェクトデザインであり、村落でのプロジェクトの実施に地域のNGOやCBO(Community Based Organization)を積極的に活用している。

また、USAIDはINGOをパートナーとしてプロジェクトの実施すべてを委託し、さらにINGOが国内NGOを動員する方式で包括的プロジェクトを実施している。「女性のエンパワーメントプログラム(Women Empowerment Programme: WEP)」といい、1997年から2001年までの予定で識字教室、法律や権利についての啓蒙活動、小規模融資を組み合わせた活動を展開し

ている。

新たな領域への取り組みとしては、人身売買への取り組みがある。これまでもっぱらNGOが取り組んでいた分野であるが、1997年に国レベルの人身売買防止タスクフォースが組織され、ILOが1997年から2年間、女性児童社会福祉省に対してプロジェクトを実施したあと、UNICEFが1998年より5年間の予定で警察本部及び警察官を対象とした啓蒙プログラムに資金援助し実施している。

(4) NGOの取り組み

1990年の民主化以降、女性の地位向上やジェンダーイシューの解決を目的としたNGOの活動も活発になってきた。第8次五ヵ年計画で地域に密着したNGOの活動を歓迎し、また、ドナーやINGOが他の分野と同様にNGOを積極的に登用し、連携したことからNGOの増加を促したと見られている。教育や保健といった従来の支援分野と並び、女性の人権をモニターし、ロビーイング活動を得意分野とする団体が多い。

そのような中で成果も出始めている。例えばCWIN(Child Workers in Nepal Concerned Center)は1987年に子供の権利の保護と子供を取り巻く生活環境の改善を目標に同じ志を持つ学生によって設立された団体である⁸。UNICEF等から資金援助を受け児童労働、少女売春、ストリートチルドレンに関する啓蒙普及活動を実施し、被害児童へのカウンセリングを行っている。また、関連の調査報告書も数多く出版されている。

伝統的な社会習慣が残る農村部では、これまでの状況の変革を促すための啓蒙活動や組織化を通じて自らが開発を実施し女性の生活向上やエンパワーメント、ジェンダーの平等を目指す活動を行うNGOもみられるようになった。

しかしながらこれらのNGOは、組織としての活動経験が浅く、南アジアのNGOにみられるような全国展開をし、政府に圧力をかけたり、行政機能の補完をするようなレベルには達しておらず、団結力やリーダーシップも不十分であり、まとまりにも欠けている。援助機関の重点活動とその領域を実施するNGOの数が比

⁵ ネパールでジェンダーのコンサルタントとして活躍しつつ、NGOを組織しているPrabha Thacker氏からの情報。本人は保健省に対するWHOの評価団のネパール側団員として参加した。UNICEFもPCRWに対する評価と今後のあり方について参加者による自己評価と計画見直しを実施中である。

⁶ 直轄方式といってもさまざまプロジェクトに海外から専門家を招聘する場合や、国内の有識者やコンサルタントを雇上する場合などがある。

⁷ 2001年の国勢調査ではジェンダー指標の項目も含まれることになった。

⁸ 島田俊子(2000)資料編 p.39.

例しており、資金的にも援助機関に依存している傾向がうかがえる。今後のNGOの活動環境整備とジェンダー関連活動の成果が待たれる。

4 - 3 ジェンダーに関する開発課題・留意点

(1) プロジェクトにおけるジェンダー配慮事項の明確化と確実な実施

ネパール女性のおかれた環境の改善は依然として急務である。これまで述べてきたように、ネパールの発展のためには、ジェンダーの理解、女性の参加、そして、女性のエンパワーメントが様々なシーンで必要である。ネパールの現況から農業、健康・医療、教育等の多くの分野でおのずと女性がターゲットとなることが予想される。女性の現状を即刻改善するような実践的ニーズに細かくこたえていくことは重要であるが、これまで女性を対象にすればそれでジェンダー問題が解決するという安直な考えがあった。こうした点を改善し、あらゆるプロジェクトにおいてジェンダー平等の視点から適切な支援を実施するための明確な項目を作成し、それを確実に実施していくことが求められている。

(2) ナショナルマシナリーの強化

政府機能の強化もネパールの現状に照らし合わせた際に課題となる。効率的かつ効果的に援助を推進するためにはきめ細やかなコミュニケーションに基づいた調整と連携が要求されているが、ナショナルマシナリーである女性児童社会福祉省においては組織が脆弱なため省庁間、ドナー間のコーディネーション機能が弱く、迅速な対応に障害をきたし、混乱を招いていることは先に述べたとおりである。ナショナルマシナリーの所作としてジェンダー主流化(メインストリーミング)、つまり開発のすべてのセクター、すべてのプロセス、すべてのプログラムにジェンダー平等の視点を組み込み、すべての開発課題において男女双方が意志決定に参加できるようにすることの徹底並びにモニタリングを実施する役割が期待されているが、その強化

は政府におけるジェンダー理解の根幹となりうる。

(3) 援助プロセスへのジェンダー配慮強化と援助協調

ジェンダーイシュー解決のための取り組みの特徴は、問題が横断的であり、マルチセクターに関わる幅広いものであること、世界的潮流と連携の中で行われ、その中でその取り扱いが変化していくことも多いことが挙げられる。政府のみならず、援助機関、INGO/NGOすべてが、ジェンダーイシューに敏感になり、それぞれの立場からさまざまなセクターへの体系的な取り組みを行うことが求められている。

そうした流れの中でのネパールにおけるドナー機関の動きとして、国別ジェンダー戦略の作成が行われている。これまで以上にジェンダーに関する明確な方針とガイドラインを作成することによって、ネパールの脆弱な政府組織に対して外からも重要性を示すこと、また一層具体的に支援していくために、指摘されているような援助の重複等の無駄を省き、予算的にも効率的に実施できるという利点を生かすという観点にたっている。援助機関相互の連携や協調にも役立つと位置づけられている。

わが国においても、在外事務所におけるジェンダーに関するモニタリング、情報収集、連携促進機能の見直しと強化を今一度実施すべきであろう。ネパールにおけるジェンダー主流化を真摯に考慮し支援していくためには、わが国の実施担当者の正確な理解が重要となるからである。そのためには実務、実践レベルに関わる職員、専門家へのジェンダーの実践研修の実施が必要であり、事務所における体制強化が重要であろう。

参考文献 (文化・社会・言語・宗教)

小林茂・森野義典(1995)「ネパールの国民統合と言語問題 - 国民語政策提言委員会 答申(翻訳)とその背景」未刊行。

谷川昌幸(訳)(1994)『ネパール王国憲法』ネパール研究会。

- 山下泰子(研究代表)(2000)『ネパールにおける女性の教育と女性教員の現状 - 実態調査と政策提案』ネパール女性の教育を考える会。
- Bista, D. B. (1991) *Fatalism and Development*. Hyderabad: Orient Longman.
- CBS (Central Bureau of Statistics) (1993) *Population Census-1991: Social Characteristics Tables Vol.1, Part VII (Caste and by education)*. Kathmandu: HMG, NPC Secretariat.
- (1997) *Statistical Year Book of Nepal*. Kathmandu: HMG, NPC Secretariat.
- (2000) *Statistical Pocket Book - Nepal*. Kathmandu: HMG, NPC Secretariat.
- Fisher, William F. (1993) *Nationalism and Janajati Himal*, 6(3): 11-14.
- Gellner, D. N. and Pfaff-Czarnecka, J. (1997) *Nationalism and Ethnicity in a Hindu Kingdom: the politics of culture in contemporary Nepal*. Amsterdam: Harwood Academic Publishers.
- Law Books Management Board (1992a) *Nepal Adhirajyako Samvidhan 2047 (The Constitution of the Kingdom of Nepal 1990)*. HMG, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs.
- (1992b) *The Constitution of the Kingdom of Nepal 2047 (1990)*. Kathmandu: HMG, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs.
- Malla, K. P. (ed.) (2000) *A Classical Newari Dictionary*. Kathmandu: Cwasa Pasa.
- NPC(National Planning Commission) (1992) *The Eighth Plan (1992-1997)*. Kathmandu: HMG.
- (1998) *The Ninth Plan (1997-2002)*. Kathmandu: HMG.
- Skinner, Debra, Alfred Pach III, and Dorothy Holland (eds.) (1998) *Selves in Time and Place: identities, experience, and history in Nepal*. Lanham: Rowman and Littlefield Publishers.
- Stone, Linda (1989) "Cultural Crossroads of Community Participation in Development: a case from Nepal" *Human Organization*. 48(2), p. 206-213.
- Ukyab, Tamla, and Shyam Adhikari (2057 (2000)) *Nepalka Janajatiharu*. Kathmandu: Rastriya Janajati Vikas Samiti.
- Ziverz, Laurie (1992) *Private Enterprise and the State in Modern Nepal*. Madras: Oxford University Press.
- 参考文献 (ジェンダー)**
- (社)日本ネパール協会(編)(2000)『ネパールを知るための60章』明石書店。
- 国際協力事業団企画部(1999)『国別WID情報整備調査(ネパール国)』国際協力事業団。
- 石井溥(編)(1997)『暮らしがわかるアジア読本ネパール』河出書房新社。
- 島田俊子(2000)『ネパール王国WID/ジェンダー・イシュー報告書(別冊)』国際協力事業団。
- ADB (Asian Development Bank) (1999) *Country Briefing Paper - Women in Nepal*. Kathmandu.
- FWLD (Forum for Women, Law and Development) (2000a) *Beijing+5 Review: Women and Economy*. Publication No.28. Kathmandu: FWLD (リーフレット)
- (2000b) *Beijing+5 Review: Women in Power and Decision-Making*. Publication No.30. Kathmandu: FWLD (リーフレット)
- INSEC (Informal Sector Service Center) (2000) *Nepal Human Rights Yearbook 2000*. Kathmandu: Indreni Offset Press.
- Mainstreaming Gender Equity Programme (1999) *A Report on Pilot Census Enumerator's Training*. Kathmandu: Mainstreaming Gender Equity Programme.
- NPC(National Planning Commission) (1998) *The Ninth Plan (1997-2002)*. (unofficial translation).

Kathmandu: HMG.

UNDP(United Nations Development Programme) (1995)

Human Development Report 1995. Oxford: Oxford University Press.

- (2000) *Human Development Report 2000*. Oxford: Oxford University Press.